琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係24 沖縄問題③

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43743

「交易価格」のうち金二十八万八千円

00- 1-17; 1:00PM;琉球新報社 ;098-861-2049 # 14/ 29

維新政権 返還とは何だったのか

<37>

我部政明

米政府、経費を最大化

米ドル処理も重要課題に

二年六月十七日に調印、終的な日米合意となる協定（七二年五月十五日）は、その七条で日本政府に支払うべき金額について定めている。「日本政府へ移転する施設・区域の改良のための補償費」「日本政府の財産の買い取りの費用」「日本政府の負担とならない方法で提供される施設・区域の改良費」の三項目である。

金額の隔たり

それに対し六九年十一月十二日に福田赳夫蔵相とジューリック財務長官特別補佐官との間で確認され、十一月二日に柏木雄介財務官・ジューリック間でイニシャルで署名された秘密覚書では、総額四億六千八百万ドルの米側受け取りとなっている（連載三十六回参照）。同年十一月十二日、東京の米大使館が秘密覚書への署名承認を国務省へ求めた電報によれば、民生用・共同使用の資産買い取りに一億七千五百万ドル、基地移転費およびその他に二億ドル、頭痛交換後に六千万ドル（交換される額がそれ以上の場合はその実額）を連邦準備銀行に二十五年無利子預金（利息分節約を含む）二億一千二百万ドル、軍雇用員の社会保障費に三千三百万ドル、合計で五億二千万ドル。これらに返還後五年にわたる米政府予算の節約分、琉球銀行の株式や石油・油脂施設（POL）等の売却金を加えて、米側の得る財政・経済的利益は六億八千五百万ドルとなっていた。米政府の受け取る利益は、返還協定で明示された日本政府の支払う金額に比べ二億五百万ドル（預金元本は日本政府の持ち分なので差し引いた）への支払金額の正当性を得ようとしたのであろう。また返還合意を表明する佐藤・ニクソン会談前に、返還に伴う財政・経済取り決めに合意したことは、政治・外交的努力というよりもお金で「沖縄を買い取った」との印象を国民に与えるため、佐藤政権にとって耐えがたいものであった。

その後の返還協定までの日米交渉にとって、何が問題となったのだろうか。結論を述べると、この秘密覚書をどう実施するかが、財政・経済面での返還協定交渉であった。

そもそも、秘密の支出を含めて日米間の財政・経済取り決めには、厖々の積算根拠は存在しない。米政府の財政・経済取り決めの目標は、返還に伴う費用とその後の米軍の経費を軽減するために、一括して日本政府が支払うことであった。その支払額を最大化するために、米政府がこれまで基地援助に投入した費用に加え、援助によって創設された水道、電力など沖縄に帰属する資産なども現物対象とされたのである。例えば米政府が琉球住民へ贈ったことを記した銅版プレートで玄関を飾った行政ビル（現在の県庁場所にあった）さえも売却対象とされたのである。さらに返還に伴い沖縄で流通していた米ドルを日本円に交換するため、日本政府の外貨保有が高まり、米国の国際収支を悪化させることが予想された。そのため米政府のもう一つの重大関心は、通貨交換後のドルの処理にあったのである。

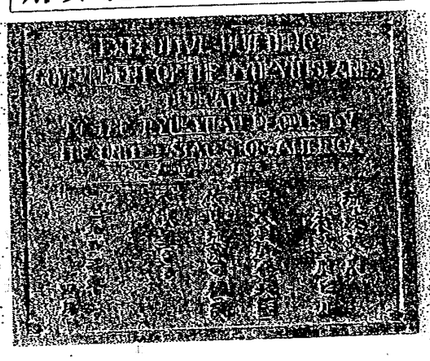

琉政府行政ビルの銅板プレート＝アメリカ合衆国よりの琉球の住民に」と刻まれているが、琉球政府が使用したのは1、2階のみ。3、4は米民政府が使用し沖縄統治の拠点にした＝1953年4月28日

沖縄タイムス
1/5日付
夕刊1/17面
1/2

沖縄タイムス
1/5 夕刊 7面

北朝鮮

ペリー報告に強い不満

在韓米軍撤退協議など要求

【ワシントン14日共同】朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）のよりハイレベルな高官の訪米をめぐる米朝高官協議などで、北朝鮮側がペリー米政策調整官が示した対北朝鮮政策の内容に強い不満を表明、北朝鮮の安全保障を確保するため在韓米軍撤退などを将来、協議するよう要求し、対立していることが分かった。交渉筋が十三日、明らかにした。

一方で、北朝鮮側は「高官訪米は約束した。中止するつもりはない」と協議には応じる姿勢を見せている。米政府は二十一日から一日支援国家指定の解除や食糧支援、経済制裁緩和などと引き換えに高官訪米と引き換えに食糧支援

北朝鮮側の戦術との見方も浮上しており、これをテコに突破口を開きたい意向だ。

交渉筋によると、昨年十一月のベルリンでの米朝高官協議やその後のニューヨークでの実務レベル協議で、北朝鮮側は「国交樹立だけでは丸裸になるだけで、北朝鮮の安全保障は確保できない。このような交渉は不可能だ」と不満を表明。在韓米軍撤退などを将来、協議する意思を明確にするよう要求した。

在韓米軍撤退や米朝平和協定締結は北朝鮮にとっては対外政策の最優先課題。北朝鮮側は次回訪日が決まっていない朝鮮半島和平に関する四者会談に参加するかどうかをめぐっても、この二つを議題とするよう要求。米側が「このような議題を持ち出すかは自由」と折れた経緯がある。

全体像の解明

日政府が米政府への資

プロに次ぐ三つの重大発見

す。日本政府が認めた。米政府が日本政府に頼んだ。

駅の二つになる。

即のように加担する。

は一部で、一連の地下鉄サリン事件おび

その他に、一連の地下鉄サリン事件おび

については全体像の解明が急がれる。

れる。以下、全体像がかかる三つの

ず、米政府から日本政府へ移管ま

名変更い双の一億七

に、日本政府から

千百万ドルの行方

は米政府に返還されていない。なぜか

取り組の一億七千百万ドルに

収益をあげる油で組織の

輸入・販売権の設定)

は米政府が独占して高

返還に関する「覚書」

返還後の同じ場所に駐留

返還が実現したからである。

は基地の整備費用が必要

のなかに計上されていない。

りしかも記録のない基地

あたらの国民の目からも

めた民生用資産である。

となったのである。

共同使用・共同管理の

一億七千百万ドルに

取り組の一億七千百万ドルに

民生用・共同管理の

は、米政府所有の

なかった。なぜか

収益をあげる油で組織の

輸入・販売権の設定)

は米政府が独占して高

返還に関する「覚書」

返還後の同じ場所に駐留

返還が実現したからである。

は基地の整備費用が必要

のなかに計上されていない。

りしかも記録のない基地

あたらの国民の目からも

めた民生用資産である。

となったのである。

民生

▲ 教職（時事数）

工場の誘致を
基地建設より

平良幸一郎殿

北部地域の振興に、主要産業が農業と観光しかない現状では、大企業の工場誘致が最も効果的だという意見が多く聞かれる（本紙世論調査）。ただ、工場誘致を北部に限定すると、交通の便が悪いなどの理由から、企業側が敬遠する可能性が高い。

そこで、北部地域を振興するためには、工場誘致と基地建設を併せて行うことが、効果的ではないか。

それも一つの意見だが

沖縄施政権返還とは何だったのか

<40>

我部政明

「沖縄返還計画会議」(一九七〇年一月十二十四日)の結論を受けて、米政府の沖縄返還の準備作業がスタートした。その一環として、返還に伴う財政・経済取り決めについて柏木・ジューリック秘密覚書の実施に関する日本との交渉に向けて、交渉訓令(Negotiating Instructions)の作成作業が始まった。

ドーリン国防次官補が起草した同年二月二十七日付の財政・経済取り決めに関する交渉訓令案がある。同案は、日本側の柏木雄介事務官と交渉にあたる財務長官特別補佐のジューリック、国務省日本担当局長のフィン、陸軍次官補のワード、国防次官補(施設および兵たん担当)室のポイント、統合参謀本部計画担当(J-5)のイプス提督などへ送付された。これらの人々を含む財政・経済取り決めにかかわる関係者会議での検討を経まて、同案が作成された。彼らの同意が得られれば、三月初旬には、この訓令は返還交渉全体の一つとして国務省を通して米側交渉団へ送られる予定とされていた。

思いやり予算の原型

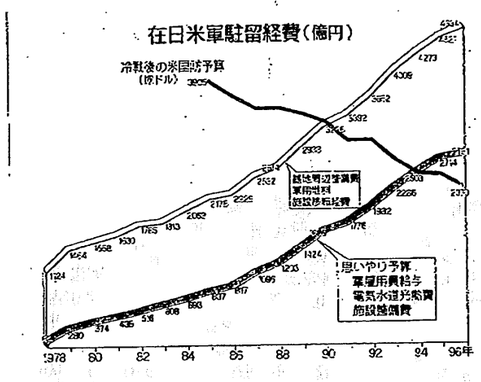

米政府の利益 最優先

日本国内の批判も考慮

架空の数字

同案は、返還交渉の一般訓令のサブ・トピックとして「返還に伴う米軍基地の移転およびその他の費用への日本政府の補償に関する経済および財政取り決めの部」と題する。その他のサブ・トピックは、返還協定草案、地位協定の沖縄適用に関する交渉訓令案、防衛義務の移管に関する交渉訓令などである。まず、交渉の目標として、「返還に伴う基地移転費用およびその他の費用」を「合意された物品と役務(agreed goods and services)」で負担することに合意した日本政府の支払う二億ドルにつき、米政府の受ける利益を最大化することだ、と同案は明快に述べる。検討内容は、柏木・ジューリック秘密覚書の第二項の合意をどのように実施するかである。同案でも、第二項全文が紹介されている(還載三八回)。続いて、次の四点が述べられている。

第一に、同案は重要な相違点を指摘する。交渉に当たる七年にわたり日本政府が負担する「物品および役務」は、米国政府にとっての節約ばかりでなく、日本の債務の支払いとして考えるべきだとされている。

つまり、二億ドルの金額について日米で合意されていたが、その具体的な内容がまだ詰められていなかったのである。ここで、米政府の日本側へ説明する支出項目および額と、日本政府のそれとは別物だというのだから、これら二つの金額のうち、いずれかは架空のものとならざるを得ない。あるいは、いずれも架空の数字かもしれないのだ。

根拠探し

第二に、米国に補償される費用は(一)自衛隊の沖縄配備によって生じる米軍部隊の沖縄内での移転費(二)自衛隊配備による沖縄外への米軍移転費(三)返還の結果、生じた運用改の増大部分(四)返還に関連して増大する運用費ーなどを含む、という。七二年からの五年間に、これらの費用は、二億ドルを超えるだろうと見積もられていた。二億ドルを上限とせず、すでにこの時点から、返還に関連する費用であれば、そのほとんどを日本政府負担にしようと国防総省が考えていたことを示す。

例えば、日本政府に対し提示すべき支出項目は、一億五千万ドルであり、残り五千万ドルは核兵器の撤去費用という説明がすでに行われている、と同案は指摘する。もし必要となれば、適切な時期に、国防総省は返還の結果として生じる費用のリストを交渉の場で日本側に提示できるよう準備しておくことともされた。つまり、日本側が負担できるよう費用の根拠探しを準備せよというのだ。

第三に、日本円で支出される物品および役務の二億ドルという積算は、返還後の沖縄を含む日本そのものを受け取ることになる、前に、米側に補償される返還に伴う軍事費用(military costs of reversion)とこれらの費用を積算する日本政府の支払い方法(method of payment)の違いを理解すべし、というのだ。前者が米側の日本側に説明する支出項目、後者が個々の項目への日本政府の支出方法をそれぞれ指し、しかもこの両者は異なるものだという。また七二年から七

沖縄タイムス 2月5日付 朝刊15面 —1/2

旅客船 2月5日付 朝・夕刊 5面

論壇

解決の糸口 見えぬ北方領土

北原 巌男

ロシアによるウクライナ侵攻は、日本の北方領土交渉にも大きな影響を与えている。

ロシアは、日本がウクライナ支援に加わったことを理由に、北方領土交渉の中断を一方的に宣言した

沖縄タイムス
2月5日夕刊
一面

これらの費用を日本政府が負担することとした。

日米両政府の間で調整されてきた。

ただ、米軍再編の進捗に伴う米軍基地の返還や、米軍と米軍基地を巡る環境問題の解決などの費用は、日本側が負担するよう調整を進めてきた。

当初、日本政府は、米軍再編の進捗に伴う米軍基地の返還や、米軍と米軍基地を巡る環境問題の解決などの費用は、日本側が負担するよう調整を進めてきた。

ただ

新聞名
朝日夕刊
発行月日
平成7年2月3日

金口木舌

きょうから「春」だそうである。暖冬で寒さもやわらいだ。だが、阪神大震災の被災者にとっては、まだまだ厳しい冬が続く。

▼「震災は春に強い」という。昨年の今ごろ、ボランティアの学生たちが、がれきの中から救出した人たちの多くは、春の訪れとともに仮設住宅に移っていった

厚友 北574

取扱注意

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 北米局長 審議官 参事官 北米第一課長 地域調整官 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 10年 7月30日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 有馬 2499

回覧先

総括審議官
国会担当参事官
総務課長
条約課長
日米安保障条約課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

沖縄返還協定(緒方議員(共)よりの資料要求)

(別紙の要点等)

・表記の件

GA－7 (昭和63. 4. 1改正) 外務省 回覧番号

２７日に緒方議員（共）より提出された、沖縄返還協定に規定されている３億２千万ドルの日本側の米側への補償の内容についての資料要求（別添１の１．、２．については政府委員室を通じて大蔵省に対して資料要求を行うように緒方議員に伝達済み。）につき、別添4の決裁書に基づき、３０日に北米一有馬が緒方議員事務所山内秘書に回答したところ、概要以下の通り。なお、先方よりの２．（２）の要請に対する回答ぶりについては、別途決裁を仰ぐこととしたい。

１．冒頭当方より以下の通り述べた。
本件については、昨９７年１２月１６日に緒方議員より当時の高野北米局長に対して参議院決算委員会にてご質問を頂き、昨９７年１２月２５日に自分より緒方議員に対して直接ご説明申し上げている。今回もお答えは全く同じとなる。

２．これに対し先方より以下の通り述べた。
（１）それであれば、改めてご説明を述べて頂く必要はない。
（２）他方、沖縄返還協定に規定されている３億２千万ドルが如何にして米側に支払われたかを承知したい。（これに対し当方より、沖縄返還協定第七条に、一億ドルを沖縄返還協定の効力発生の日の後一週間以内に支払い、また、残額を四回の均等年賦で沖縄返還協定が効力を生ずる年の後の爾年の六月に支払うことが規定されている旨述べたところ）実際に何年何月にいくらが支払われたかを文書で頂きたい。（これに対し当方より、支払いは協定に規定された通りに行われたはずである旨述べたのに対し）簡単なもので結構であるので、何年何月にいくらが支払われたかを文書で頂ければ幸いである。（これに対し当方より、ご要望は理解したので、検討の上、ご連絡することとしたい旨述べた。）

（了）

原表 北 574

秘
無期限

決　裁　書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 北米局長 審議官 参事官 北米第一課長 地域調整官 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 10 年 7 月 28 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 有馬 2499

協議先

総括審議官

日米安全保障条約課長

国会担当参事官

総務課長　条約課長

29日中に決裁お願い致します。

下記の件に関し、決裁を求めます。（関係文書別添）

件名

沖縄返還協定（緒方議員(共)より資料要求）

GA－1 （昭和63. 4. 1改正）　外務省　回覧番号

緒方議員（共）から、沖縄返還協定に規定されている３億２千万ドルの日本側の米側への補償の内容についての資料要求（別添1の1）がきているところ、昨９７年１２月に同議員より全く同様の説明要求（経緯別添２）があった際と同様に、昨９７年１２月１６日の参議院決算委員会における国会答弁（別添３）の内容を、口頭にて先方に伝達することとしたい。

（了）

主管課
米保
参考連絡先

官房長
総括審議官

総務課長
首席事務官
総括補佐

国会班
院内担当（フルヤ）
本省担当（飯村）
2107.

資料要求

（NO 1168）

平成10年7月27日

下記資料の提出目途（対応ぶり）につき、可及的速やかに国会班まで連絡願います

要求先：衆（参）緒方靖夫 議員（共）（山内 秘書：内線 5517）

件名 沖縄返還時に米軍に補償したと報道（7/11付 朝日(夕刊)）されている件について

1. 返還時に政府が補償した3億2千万ドルの内容
2. 在日米軍の改善に充当したとされる1億9千万ドルの内容

（国会班を通じて→大蔵省へ おふりなおし済み 夕方時迄）

部数 部（冊）

提出期限 （大至急／本日中／2～3日中／出来・入手次第／7月28日）

（注）要求資料の内容、趣旨等につき照会を要する場合には、主管課にて直接要求先と連絡を取り処理すると共に、結果、国会班まで連絡願います

処理 月 日 (1)提出 (2)不提出 (3)貸出

対外応答要領

沖縄返還時における米軍移転費の秘密補償

平成１０年７月２１日
北 米 第 一 課

問．１１日付け朝日新聞夕刊及び１９日読売新聞朝刊（記事別添）は、沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万ドルとは別に、在日米軍基地改善費などとして一億九千万ドルを秘密裏に米側に補償する日米財務当局の秘密覚書が存在していたことが、米国立公文書館の外交文書や関係者の話で明らかになった旨報じているが事実関係如何。

答．報道されている内容については承知しているが、これは米国政府の内部文書であると承知しており、政府としてコメントすべき立場にない。

（更問．報道に言及されている「秘密覚書」は存在するのか。）
答．
報道に言及されている「秘密覚書」が何を指すのかは承知していない。いわゆる沖縄返還にあたっては、我が国政府は、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）」第七条において、総額３億２千万ドルを米国政府に支払うこととした。

（更問．上記文書は沖縄返還交渉という日本にとって重要な外交交渉に関する文書であり、政府として入手すべきではないか。）
答．
１．米国政府の内部文書について、政府としてその内容にコメントすべき立場にはなく、個別の米国政府内部文書について米政府より入手する立場にない。

２．沖縄返還交渉の結果締結された沖縄返還協定において、日米両国間条約の適用の確認の条項を通じいわゆる「本土並み」返還が協定上も確保され、また、いわゆる「核抜き」についても、佐藤・ニクソン共同声明の関係部分の骨子が条文化されることによりこれが確保されている。

（了）

沖縄返還時

米軍移転費を秘密補償

7/11/'98
朝日(夕)(1面)

大蔵が覚書 協定外に684億円

沖縄返還に日米政府が合意した佐藤・ニクソン日米首脳会談直前の一九六九年十一月、当時の福田越夫蔵相が米財務当局に沖縄米軍施設の移転費などを日本側が負担することを約束し、日米財務当局で秘密覚書を取り交わしていたことが、"我部政明・琉球大教授が入手した米国立公文書館の外交文書や関係者の話で明らかになった。日本は沖縄返還協定に記載された対米補償額三億ドル（同九百六十億円）とは別に、在日米軍基地改善費などとして一億九千万ドル（同六百八十四億円）を秘密裏に米側に補償していた。公表分の補償額についても、移撤去費を実際より大幅に水増しし、核とは無関係の米軍施設移転費用などに転用することを黙認していた。

（2面に解説など）

公表分にも水増し

沖縄返還交渉における財政取り決めは七〇年六月に始まったとされてきたが、実際には返還合意に先立って日本側が金銭面で米側に大幅に譲歩していたことを裏付けるものだ。

覚書は「基地の移転費用やその他返還に関する費用」として計二億ドル（同七百二十億円）を計五年間にわたり日本側が物品や役務で支払うことなどを定めたもので、六九年十一月十九、二十日に開かれた首脳会談の直前に合意し、十一月十二日に福田蔵相が米側に口頭で同意を伝えた。十二月二日付で当時、大蔵省財務官だった柏木雄介氏（六〇）とケネディ米財務長官の特別補佐官だったアンソニー・ジューリック氏が互いの頭文字で署名した。

別の文書によると、最終的に米側はこの二億ドルにほぼ見合う計一億九千万ドル分の補償を得た。沖縄返還協定に記載された補償額三億二千万ドルには含まれておらず、未公表扱いだった。

財政取り決め交渉が正式に始まる七〇年六月を前にこの二億ドルの取り扱いについて米側が協議した米陸軍作成のメモによると、米側は、日本が「沖縄を金で買い戻した」との印象を避けるため、予算計上しない形で処理することを望んでいると分析。「米議会に同じ方法を採ることは難しい」として金面非公開を望む日本側に一定範囲についてはは公開するよう求める考えを示している。

沖縄返還後に米大使館が作成した報告書では、沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万ドルの使途についても、日本政府の公式な説明と食い違いを示している。日本政府の発表では、核撤去費用として七千万ドルが米側に手渡されたが、米側が実際に核撤去に使ったのは五百万ドルに過ぎなかった、かわりに日本側発表にはない米ラジオ局ボイス・オブ・アメリカ（VOA）の移転費や「その他支出」などに計七千八百万ドルが使われており、核撤去費や「労働コスト増大分」の補償金が転用された実態を明らかにしている。

柏木・ジューリック両氏の交渉は七一年四月ごろまで続いており、同年六月の返還協定調印式までに最終的な秘密合意を結んでいた可能性が高い。一連の米外交文書は今年初め、相次いで「機密指定」を解かれた。

7/11/'98
朝日(夕)(1面)

「思いやり予算」の原形

大蔵が覚書 米側に「コスト意識」

沖縄返還 秘密覚書

解説

沖縄返還交渉に際して日米財務当局が取り交わしていた経済及び財政に関する「秘密覚書」と、その後の米側公文書が示す日米間の財政取り決めの実態は、占領地の返還という政治的な決断に際しても米国が厳しい「コスト意識」を持って交渉に臨み、基地改善費や移転費用など、本来なら米軍が負担してもおかしくない支出についても日本側に負担させていく経過を詳細に示すものだ。

覚書によれば、日本側が秘密裏に支払った基地改善費は一九七二年の沖縄返還から五年間にわたっている。同じく覚書で合意された基地従業員の社会保障費の一部負担は、七八年に始まる「思いやり予算」に取り入れられた。その後、などに拡大されたことを考えると、同予算の原形がこのときに形作られたともいえる。

一連の文書は、①米国が交渉の初期段階で財政面での協力を強く求め、実際には首脳会談以前に沖縄返還協定で示された補償以外に、「秘密覚書」の形で沖縄だけでなく日本本土の米軍基地の改善費に財政措置をとることを約束していたこと②日本側が移撤去費用として支出した七千万ドルが実際には、在日米軍への ほとんど無条件に近い財政支援であったこと――を裏付けるもので、いずれも「沖縄返還交渉史の定説を覆すもの」（我部政明・琉球大教授）だ。

文書は「沖縄の買い戻し」が明るみにでることを福田蔵相ら当時の財務当局がおそれ、その費用を予算に計上させない方法に腐心しながら米側に「機密扱い」を求める経緯にもふれている。その結果得をしたのは、「より大きな経済的利益」を得た米国であり、交渉の「影の部分」をみせずに領土回復という政治的成果を達成した佐藤政権だった。

覚書では費用の負担問題以外にも、那覇軍港などが返還された場合にそなえ、同等の代替施設の建設を協議することが盛り込まれた。

基地機能の維持が沖縄返還の条件であったことが改めてうかがえる。四半世紀がすぎた今も、普天間飛行場、那覇軍港などの返還は、代替施設の建設に地元が反発し、暗礁に乗り上げたままだ。普天間基地返還に伴う海上基地建設問題などで、この「覚書」が前例になっていないか――。あらゆる交渉経過をメモに残し、一部の例外を除いては一定期間後に公開する米政府の情報公開制度が機能する限り、日本側が公開を拒んでいる「影の部分」も今後、様々な形で表面化していくことだろう。

（石合 力・前アメリカ総局員＝現中東アフリカ総局員、外報部・岡野直）

柏木 雄介氏

米に積算根拠求めた

柏木雄介・元大蔵省財務官の話 文書の記憶はないがメモのイニシャルは当時、私が使っていたものだ。米側は首脳会談に向けて、返還交渉に応じるが、財政上の面でも日本から満足のいく回答が必要との姿勢だった。米側には国会に説明できる積算根拠を求めたが、核撤去費は、こちらに積算できる材料がなく、受け入れるかどうかという問題だった。米側がどう使ったか知る立場にない。

沖縄返還に伴う日米財政取り決め

日本側発表	費目	米公文書
1億7500万	米資産引き継ぎ	1億7500万
7000万	核撤去費	500万
	ボイス・オブ・アメリカ（VOA）移転費	1600万
	感謝費	400万
7500万	労働コスト増大分	6200万
	その他支出	5800万
3億2000万	小計	3億2000万
	基地改善費	6500万
	労務管理費	1000万
	円ドル交換に伴う外貨預け入れ	1億1200万
	琉球銀行株買い取り	300万
	小計	1億9000万
	合計	5億1000万

（単位はドル）

7/19/'98 読売 3面

沖縄返還協定

米軍への補償 2億ドル非公表

米外交文書で判明

沖縄返還協定を締結した佐藤・ニクソンの日米首脳会談直前の一九六九年十一月、福田赳夫蔵相（当時）と米政府が、同協定で公表された対米補償以外に、日本が沖縄の米軍施設移転費など計二億ドル（当時の為替レートで七百二十億円）を補償すると合意していたことが、十八日までに我部政明・琉球大教授（国際関係論）が米国立公文書館で入手した外交文書から分かった。

同協定では、軍用道路など米国資産を日本側が買い取り、核兵器撤去作業などのために米国に三億二千万ドル（同千百五十二億円）を補償した、とされてきた。ところが文書では、この補償以外に、軍事施設の移転費用などとして、日本政府が返還後五年以内に二億ドル相当額を役務か物品で支払うことなどが記されていた。

さらに、公表分三億二千万ドルの補償のうち核兵器撤去費用は七千万ドルとされてきたが、七二年六月十五日付の米大使館文書には、撤去費用は五百万ドルで、残り六千五百万ドルはラジオ局の移転費用などに使われたと記されていたことも分かった。同教授は「日本側は『沖縄を金で買った』との国民の非難をかわすために、合意内容を秘密にしたのではないか」と話している。

総
無期限

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 北米局長 審議官 審議官 北米第一課長 地域調整官 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 9 年 12 月 25 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 有馬 2499

回覧先

総括審議官　条約局長　日米安保障条約課長
国会担当参事官　条約課長
総務課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

緒方 靖夫議員(共)よりの説明依頼

(別紙の要点等)

・12月16日の参議院決算委員会における緒方議員と谷野局長のやりとりを踏まえ、緒方議員より北米一課を通じ、沖縄返還協定第7条で日本政府が米政府に対して支払うこととした3億2千万ドルの内訳を説明して欲しいとの依頼についてのやりとり。

GA－7 (昭和63. 4. 1改正)　外務省　回覧番号

２５日、緒方靖夫参議院議員（共）より別添１．の説明依頼があったところ、北米一有馬より、電話にて別添２．の国会答弁のラインにて回答したところ、概要以下の通り。本件説明依頼は１２月１６日の参議院決算委員会における、緒方議員と高野北米局長のやりとり（速記録別添３）を踏まえたもの。

１．先方への回答

（１）当方より、別添２．の国会答弁の更問に従って説明を行い、更に、沖縄返還協定第７条において、わが国政府が米国政府に対して支払うこととなった３億２千万ドルは、全体として高度な政治判断によって決定された額である旨繰り返し説明したところ、先方は、それでは７千万ドルが核撤去の費用か、核撤去などというが「など」が何を含むかを調査して欲しい旨述べたので、当方より改めて、３億２千万ドル全体が高度な政治判断によって決定されたので、核兵器撤去の費用を明示することは出来ない、種々の要素を勘案した上で３億２千万ドルという額が決定されたので、「など」に何が含まれているかを明示することは出来ない旨縷々説明した。

（２）以上に対し先方より、米側文書においては沖縄よりの核撤去の費用として日本側に対して５千万ドル要求するべきであるとの記述があるが、その事実は承知しているかと質したので、当方より、沖縄返還交渉においては日米間で種々のやりとりがあったと聞いているが、個々のやりとりの詳細については承知しておらず、米側がどのような方針を有していたかも承知していない旨答えた。

２．１９７１年６月の日米外相会談の日時に関する先方質問

（１）最後に先方より、１９７１年６月にパリにおいて愛知外務大臣とロジャーズ国務長官が会談を行っており、これが沖縄返還交渉において重要な会談であったと考えるが、会談が６月の何日に行われたか、また、会談の性格がいかなるものであったかを調べた上で教えて欲しい旨述べたので、当方より、そのような会談があったかどうかは自分は個人的に承知しておらず、会談の性格も分かりかねる旨答えた。

（２）引き続き先方より、それでは会談が６月の何日に行われたかだけでも調査の上、御用納めである明２６日に必ず回答して欲しい旨述べたので、当方より、そのような会談があったかどうかは全く承知していないが、何か分かればＦＡＸにて回答することとしたい旨答えた。（先方は繰り返し、明２７日が御用納めであるので、明２６日に必ず何らかの回答を得たい旨述べていた。）

（了）

（別添１）

大至急

依頼先： 日本安全保障条約課長 参考連絡先：	官房長 総括審議官 国会担当参事官 企画官

総務課長
首席事務官
総括補佐
国会班

担当院内（　）
本省（北米）
2105

国会等への説明依頼

平成9年12月25日

下記の通り説明方依頼越しましたので、然るべく対応（者）決定の上国会班まで連絡願います。

記

要求先：衆・参 緒方靖夫議員（共）
日時：12月25日（木）16:30～
説明事項：
12月16日参・決算委で米国の解禁文書の使用を質問で北特長に沖縄返還について、日本政府のまた移転費について答弁してもらったがその内訳等をききたい由。

米一で対応お願いします。

場所：会館（参517）
資料：
備考：

処理	日時		対応者	

（別添２）

（政府委員用）
１２月１６日（火）　参・決算委　緒方　靖夫君（共）

問①．１９７２年の沖縄返還時の交渉過程において、移転や核撤去に係る移設費用について我が国はどの程度負担したのか（どのような項目があったのか）。

（答）
１．１９７１年６月に東京で署名された「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」第７条において、我が国政府はアメリカ合衆国政府に対し、総額３億２千万合衆国ドルを支払うこととした。このような金額に至る過程で考慮されたのは、合衆国軍隊より承継する資産の価額、同軍隊が沖縄返還後に負担する労務費、核撤去に係る費用等である。

２．他方、同協定第３条の規定に関する日米両政府間の討議の結果、代替施設完成による返還として、牧港住宅地区の返還問題を今後の検討の主題とすることとされた経緯がある。この牧港住宅地区については、その後、昭和５２年から昭和６２年にかけ、移設により段階的に返還され、移設経費については、全額我が国が負担したと承知している。

（注：同協定第７条にいう３億２千万ドルという額は、資産承継に対して１億７千５百万ドル、合衆国軍隊が返還後負担するという労務費に対して７千５百万ドル、さらに、核の撤去等に対して７千万ドルとなっている。当初は、７千万ドルのみが高度の政治判断によって決定されたというのが国会答弁ラインであったが、その後、３億２千万ドル全体が高度の政治判断によって決定されたとのラインとなっている。）

（更問．核撤去などの費用を含むとされている７千万ドルのうちの核撤去そのものに係る費用如何。）

（答）

同協定第７条で、我が国政府がアメリカ合衆国政府に対して３億２千万ドルという額を支払うこととしたのは、高度の政治判断によるものである。そのような政治判断に至る過程の中で、合衆国軍隊より承継する資産の価額として１億７千５百万ドルを算出し、同軍隊が返還後負担する労務費として７千５百万ドルを算出した。これに加え、政治判断の一環として、７千万ドルを核撤去などの費用として算出し、総額３億２千万ドルという額を支払うこととしたものである。

○なつてはいらっしゃいますか。

○大島雅子君　その絵の価格については、お調べになつたかどうかということも含めて、今私が紹介したように、アメリカの議事録にはあるわけです、ここに載っ。ところが、日本の議事録というのは載っていないんだということがない、知らないと。そしたら、これは日本の国会の審議というのは一体何をやられる委員会というふうに言っていいんでしょうか。

○説明員(武藤敏郎君)　価格については、よくわかりません。

○大島雅子君　そうしますと、大蔵省の方は、すべてはなかったと思うというふうに言っておりますが、個別のケースについてはお調べになっていらっしゃいますか。

○説明員(武藤敏郎君)　これは平成八年の秋に、泉井氏に返却をいたしましたということですが、それがどこにあるかは私どもはわかりません。

○大島雅子君　その絵がどこにあるかということも、今私が紹介したように、アメリカの議事録にはあるわけです、ここに載っ。ところが、日本の議事録というのは載っていないんだということがない、知らないと。そしたら、これは日本の国会の審議というのは一体何をやられる委員会というふうに言っていいんでしょうか。

○説明員(武藤敏郎君)　本人はヒカンのアッサンブラーというふうに言っておりますが、個別のケースについてはお調べになっていらっしゃいますか。

○なつてはいらっしゃいますか。

○説明員(武藤敏郎君)　価格については、よくわかりません。

○大島雅子君　そうしますと、大蔵省の方は、すべてはなかったと思うというふうに言っておりますが、個別のケースについてはお調べになっていらっしゃいますか。

○説明員(武藤敏郎君)　本人はヒカンのアッサンブラーというふうに言っておりますが、それがどこにあるかということも含めて、今私が紹介したように、アメリカの議事録にはあるわけです、ここに載っ。ところが、日本の議事録というのは載っていないんだということがない、知らないと。そしたら、これは日本の国会の審議というのは一体何をやられる委員会というふうに言っていいんでしょうか。

○大島雅子君　その絵の価格については、お調べになつたかどうかということも含めて、今私が紹介したように、アメリカの議事録にはあるわけです、ここに載っ。ところが、日本の議事録というのは載っていないんだということがない、知らないと。そしたら、これは日本の国会の審議というのは一体何をやられる委員会というふうに言っていいんでしょう

われているということは承知しておりますが、具体的な日付については手元にございませんので、恐縮でございます。

○説明員（高野紀元君）　申しわけございませんが、当時の交渉の内容については非常に高度の政治的な問題でございまして、外交交渉の中で、私どもはその詳細について承知いたしておりません。

○小平忠（民）　アメリカ側が一埋め立てた土地で現に保有しているものの一というのは、一体どこにどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣（小坂善太郎君）　沖縄本島にあります米国政府の埋め立て地は、牧港ヤードピスニリファほか六カ所、面積は七十七万三千平方メートルでございます。これを詳細に申し上げますと、牧港補給地区、本部採石場、キャンプ・コートニー、牧港住宅施設等、キャンプ・ハンセン、金武山公園地区、那覇空港、この七カ所でございます。

○小平忠（民）　その埋め立て地の所有権はどこにあるのですか。

○井川条約局長　この問題はなかなか所有権がむずかしい問題だと思います。しかしながら、第一次的にアメリカ政府に所有権があると考えるのが普通じゃないかと思います。

しかしながら、この所有権というものが、はたして私どもが普通に考えるような意味での所有権であるかどうか、ここに問題があるのでございまして、この点は、実は、沖縄返還協定の審議の際にも、いろいろ御議論があったところでございまして、この点は、政府としましては、所有権であるというふうに考えておるわけでございます。

○小平忠（民）　アメリカ側が所有権を持っているということは、これから進めようとしていることに関連するわけでございますか。

○井川条約局長　先生、埋め立てにつきまして疑惑を残すとおっしゃいましたけれども、第六条三項にアメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島において取得した土地並びに同政府がこれらの諸島において取得したその他の埋め立て地であって、同政府が琉球諸島及び生の日に保有しているものは、同日に日本国政府の財産となる。」と明白に規定がございまして、完全に日本の政府の財産と相なるわけでございます。（46・11・13、衆、沖特、4の19）

十一　協定第七条（三億二千万ドルの支払い。）

1　三億二千万ドルに至る経緯

○御厨貴君　これは、事前協議が行われた場合の取り扱いについての対米協議の持ち込みが行われた場合には、すべて事前協議の対象になり、また核の持ち込みが行われる場合には常に拒否するという考えであるということは、これまでの国会において断言できないとしてきているとおりでございます。

○説明員（高野紀元君）　申しわけございませんが、当時の交渉の内容については非常に高度の政治的な問題でございまして、外交交渉の中で、私どもはその詳細について承知いたしておりません。

○御厨貴君　大臣、ここで私聞いているのは、秘密協定がない、先ほどからそういうふうに言われているけれども、これは常識的に考えてもあるということは、これまでの国会の御答弁からしてもはっきりしていることではないでしょうか。

○国務大臣（小坂善太郎君）　逆にお尋ねしては申しわけございませんが、私ども政府といたしましては、秘密協定なるものはないということに信頼をおいておりますし、今日、この問題について、秘密協定があるとかないとかいうことを、ここで申し上げるということは、これは適当でないと考えております。

○御厨貴君　それでは、ジョンソン駐日大使からロジャース国務長官あてのこの会談の報告書を提出していただきたいと思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣（小坂善太郎君）　これに何が書かれているかということ、こういうことがあるんですよ。実は、在日米軍基地の問題、在韓国連軍を支援するための、沖縄をそのために使用するという方式を我々に与える可能性を云々というようなことが書かれておるわけでございまして、これは、朝鮮半島有事の際には、この秘密了解を実行し、在日米軍基地の自由使用を確保するという方式を我々の行動を全面的に支援し、在沖縄基地の自由使用を確保

引継ぎ交渉は、柏木大蔵省財務官とジューリック国務省特別補佐官との間で進められ、琉球電力、琉球水道、琉球開発金融の三公社、琉球政府行政主席などの行政用建築物、基地外の道路などと四種類の民生用資産を有償で引継ぐことは、早くから合意していた。ところが交渉が長引いて、日本側が那覇空港の完全返還をまっこう反対し、米国側は、沖縄返還によってふえる米軍基地労務者の給与や退職金、基地の移転費用など、返還に伴って米国側の負担がふえる分を日本側が肩代りすべきだと主張、交渉はもつれた。しかし先月末の柏木・ジューリック会談で、日本側の支払い額は資産引継ぎ額と負担増の肩代り分はいっさいを含めて三億ドルとすることで原則的に合意した。引継ぐ民生用資産は協定に明記するほか、「柏木・ジューリック覚書」のような生きものの返還後に給与や退職金などが、どんなにふえても日本側は三億ドルのほかには負担しないことをはっきりさせることにしている。ただ、米軍のわが国の実質的な負担額はこれだけではない。地位協定によって米軍の使う施設や区域は、わが国が提供することになっているので、返還後沖縄に安保条約が適用されると、米軍の基地用地の借地料や普通財産の演習用地域の漁業補償費などを、わが国が負担しなければならないためである。」――この記事についてお答えいただきます。

○福田外務大臣　ただいまの新聞の記事のうち、その交渉が柏木・ジューリック間で行なわれたと、初めのうちはそういう段階を経たと、これは事実です。三億ドルをというのは、私が当時大蔵大臣です。三億ドルでそれから、三億ドルというふうに申しましたと、こういう主張をしたということは、事実でございます。それから、返還後は地位協定が適用されますから、米軍の移動に伴う費用はわが国が負担するというようなことも事実でございます。その他の面は相当推測記事等が入っているんじゃないか、そういうふうに聞き取りました。

○川村清一（社）　三億ドルに合意したのは事実でございますね。

○福田外務大臣　合意したとはございません。私が強硬に三億ドルで済ませたいという主張をしておった時期があったことは事実でございます。

○川村清一（社）　そうしますと、核関係、そういうものを一切を含めて五千万ドルを主張しておった。それが二千万ドルふえて七千万ドルになった、こういうことですか。

○福田外務大臣　ま、そのようでございます。

もともと総額の三億二千万ドル、これは、資産引き継ぎが一億七千五百万ドルです、それから労務費、これが七千五百万ドル、合計すると二億五千万ドル、それに対しまして、アメリカ側からは非常に多額な要求があったのです、それをお互いに五千万ドルでおさめようとした、しかし、それではおさまらぬ、そこで七千万ドルと政治的解決をしたと、こういうことでありまして、内訳がないんです、これは。

（46・12・29、参沖特、1の20～21）

○栗林卓司（会）　政府が核撤去費用の日本政府負担額として合意した七千万ドルは、毒ガス撤去費用の日本政府負担額二十万ドルに比べ、きわめて多額であります。これは核撤去作業の異常性を物語るものと考えてよいか。もしそうだとすれば、その安全対策をどのようにしてよいかは、かるつもりなのか。また、かりに安全面に心配がないとするならば、なぜ七千万ドルもの高額な核撤去費用を想定し、承認したのか、見解を伺いたい。

○福田外務大臣　わが国のアメリカに対する支払いの考え方についての問題でございます。この協定においてアメリカ政府に対しまして三億二千万ドルの支払いをいたしましたした。それが核撤去費用の一部であるとの理解がいかがと思うのでありますが、いまのしまして上げると御の理解が、いかがと思うのでありますが、いまのしまして上げると御の理解が、いかがと思うのでありますが、いまのしまして上げると御の理解が、い

五百万ドル、これが資産の承継に関するものでございます。それから先ほどの退職金、これを内地並みにいたしたい、こういうために必要なもの、これが一千万ドル、合計いたしますと二億五千万ドルになります。

○小渡大蔵省理財局次長　三億二千万ドルのうち、六条の二項、二項の規定に基づきまして引き継がれる資産についての支払い額でございますが、一応一億七千五百万ドルということになっております。これは私どもの現地におきまして調査いたしました結果、この二つのうち一億七千八百万ドル余りになる直接民生用に供する資産だけの評価額が一億七千八百万ドル余りになるわけでございまして、それに見合う分といたしまして二億七千五百万ドル、これが米軍基地に働く軍労務者、その退職金が、米軍の取り扱いでございまして、これは内地とはなはだ均衡を失する低いものでございます。

そこで、その退職金を内地並みにして支払うことにする、そういうために必要なものが一千万ドル、合計いたしますと二億五千万ドルになります。

○松本七郎（社）　この三億二千万ドルの積算基礎というものはちょっとお聞きしたいのでございますが、この点はこれ以上の御説明はできないのでございましょうか。

○福田外務大臣　三億二千万ドルにつきましては、そのうち一億七千八百万ドルというものは、ただいま申し上げましたように、現地において調査いたしました結果、この程度のものであるということでございまして、これ以上の御説明はできないのでございます。

○小渡大蔵省理財局次長　ただいまの二億五千万ドルの中には、退職金のほかに、米軍の施設、それを無償で置いていくというような事態になる、それから先ほど、日本側の要請でいろんな、たとえば特殊部隊の整理とか、そういうようなものも起こる、そういうないろんなことを考えまして、ということで、実に多額な要請があったわけです。二億五千万ドルのその上積みといたしまして多額の金額を要請する。そこで、わがほうといたしましては、その多額の要請に対しまして、これを七千万ドルと、こういうふうにしたわけです。しかし、その七千万ドルといたしたのは、一つは、両巨頭会談、共同声明において核抜き撤去ということがうたわれておる、また、今回の協定第七条におきましてもそれに触れていることになりますし、また、今回の協定上においてもこれを明らかにしたい、こういうふうに考えまして、こういうような条文第七条のような趣旨を込めまして、そして七千万ドル、こういうふうにいたしまして、そういう非常に高度の政治的判断によって取りきめた、こういうことでございます。一億七千五百万ドル、また七千五百万ドル、したがいまして、この二つに つきましては大蔵省のほうからまた追加の説明ができるかもしれませんけれども、残りの積み上げました七千万ドルにつきましては、それ以上の説明はできないのでございます。

○福田外務大臣　これは正確におお聞きいただいたとおりでございまして、一応一億七千五百万ドルというものは協定にもちゃんと書いてあるのでございまして、それからあとの引き取り、あるいは労務費の支払い、それから核抜きの問題、そ

ういう際に、どういう選択をするかという際におきまして、そしてまあそのときの基本的に私は政治的に判断をいたしました。

それはまあ当然だろう、かように私は政治的に判断をいたしまして、それをもって高度の政治判断であると、こういうふうに考えております。

○佐藤内閣総理大臣　いま、当時の模様を外務大臣から詳しく申しまして、私からつけ加えることございませんが、最初の出が出ておりますから、三億二千万ドルまでよく下がった、その辺で話をきめる、こういうことが、大局的な政治的判断をいたしまして高度の政治判断であると、こういうふうにおりてきたのでありますから、したがって、中身がどうのこうのということは、これはなかなかむずかしい問題でございますけれども、この辺で総額として手を打つということが政治上妥当な処置でありまして、三億二千万ドルを決定した、こういうふうに申し上げておる。

○安井吉典（社）　総理は、三億二千万ドルの説明を受けた際に、いま私と外務大臣とのやりとりの問題について、どういうふうに考えておられましたか。

○佐藤内閣総理大臣　いま、当時の模様を外務大臣から詳しく申しまして、私からつけ加えることございませんが、最初の出が出ておりますから、三億二千万ドルまでよく下がった、その辺で話をきめる、それは適当だろう、かように私は政治的に判断をいたしました。

（47・4・3、衆、予、22の6）

○福崎弥之助（社）　昨年の沖縄国会で各党がひとしくその問題を質問したときに、大臣は、いわゆる核抜きの費用を含む七千万ドルについては積算基礎にはないものがありますと。政治的な判断による金でございます。だからつかみ金じゃないかとさらに重ねて追及されたら、そう言われればそのとおりでございますと、あなた答弁しておりました。しかし一億七千五百万ドルの撤去費用、これはもちろん返還時にはおりませんが、公社等の資産買い取り及び七千五百万ドルの撤去労務者に対する退職金みたいなものとしてお取りになりますとあなたは言われた、だからつかみ金じゃないかとさらに重ねて追及されたら、そう言われればそのとおりでございますと、これは積算基礎にはなっておりません、こういうことを協定上においてもこれを明らかにしたい、こういうふうに考えまして、こういうような条文第七条のような趣旨を込めまして、そして七千万ドル、こういうふうにいたしまして、そういう非常に高度の政治的判断によって取りきめた、こういうことでありますと。一億七千五百万ドル、また七千五百万ドル、したがいまして、この二つにつきましては大蔵省のほうからまた追加の説明ができるかもしれませんけれども、残りの積み上げました七千万ドルにつきましては、それ以上の説明はできないのでございます。

○福田外務大臣　これは正確におお聞きいただいたとおりでございまして、一応一億七千五百万ドルというものは協定にもちゃんと書いてあるのでございまして、それからあとの引き取り、あるいは労務費の支払い、それから核抜きの問題、そ

ういう際に、どういう選択をするかという際におきまして、そしてまあそのときの基本的に私は政治的に判断をいたしました。

それはまあ当然だろう、かように私は政治的に判断をいたしまして、それをもって高度の政治判断であると、こういうふうにおりてきたのでありますから、したがって、中身がどうのこうのということは、これはなかなかむずかしい問題でございますけれども、この辺で総額として手を打つということが政治上妥当な処置でありまして、三億二千万ドルを決定した、こういうふうに申し上げておる。

○安井吉典（社）　総理は、三億二千万ドルの説明を受けた際に、いま私と外務大臣とのやりとりの問題について、どういうふうに考えておられましたか。

○佐藤内閣総理大臣　いま、当時の模様を外務大臣から詳しく申しまして、私からつけ加えることございませんが、最初の出が出ておりますから、三億二千万ドルまでよく下がった、その辺で話をきめる、それは適当だろう、かように私は政治的に判断をいたしました。

（47・4・3、衆、予、22の6）

○福崎弥之助（社）　昨年の沖縄国会で各党がひとしくその問題を質問したときに、大臣は、いわゆる核抜きの費用を含む七千万ドルについては積算基礎にはないものがありますと。政治的な判断による金でございます。だからつかみ金じゃないかとさらに重ねて追及されたら、そう言われればそのとおりでございますと、これは積算基礎にはちゃんとしてお取りになりますとあなたは言われた、

あったのです。わが国といたしまして、なるべく少ない負担がよろしいというふうに考えた。しかし、核抜き本土並みということで沖縄の返還を早期に実現しなければならない、これはわれわれの与えられた任務だ、こういうふうに考えたわけです。そこで、高度の政治的判断といたしまして、七千万ドルを三億五千万ドルの上に乗っけるという性格のものでありまして、

（46・11・16、衆協特、6の26）

○依田圭弘（社）　この七千万ドルの内容について明らかにできないという、これもやはり文書による回答をもらったわけでありますが、この回答によると、支払いは積算になじまない性質のものであって、内容を明らかにし得ないものだ。従来の議論の中で、七千万ドルについての項目として明らかにされております。核の撤去と、特殊部隊の撤去と、それからもう一つは、アメリカ側が撤去する場合に置いていく財産のいわば原状復帰といいますか、その費用なんだというように項目としては明らかにされているわけです。この間の質疑の中で初めてその辺のところが少し明らかになったわけでありますが、その項目としてはこの三つだけですか。ほかにもまだ項目があるわけですか。

○福田外務大臣　その三つが、項目ということが妥当であるかどうか。それを配慮してというような私の気持ちなんです。それで、その中でアメリカ側の金でやっておるのですよ。そういう状態でございますが、核撤去ということを条約上書くことにつきまして非常に心配しておる、また、わが一億国民も心配しておる、核撤去は何とかしてこれを明らかにしたい、こういうような気持ちを考えるとともに、金が少しかかっても、この点だけはアメリカにはっきりさしておきたい、こういう気持ちがありまして、核撤去という項目、これはひとつ掲げようと。それからなお、特殊部隊なんかが復帰前にも帰っていく、そういうような事情も、沖縄を撤去しますと、米軍がこれから、時間はかかりますけれども、財産を無償で置いていきます。

5　七千万ドルの支払方法

○矢追秀彦（公）　この支払い方法ですが、これはどういうふうに考えになっているんですか。もし年内に返還協定が成立したと一自然成立でありますから、しますわね。その場合に、四十六年度予算から予備費という形ですべて支払いを開始されるのか。もし、来年度予算に計上されるとした場合は、それは一般会計に計上されるのか、あるいは別口に計上されていくのか。その予算的処置というものはどうされようとするのですか。

○福田外務大臣　七千万ドルの中に、核撤去費が含まれるということになります。すなわち、核撤去費ではないんですが、これが、協定発効とほぼ同時に、一億ドルを米国に対しまして支払いにじゃ、核の撤去費用はどういうふうな支払いになるかと、こういうお尋ねでございますが、核撤去は、もう返還協定が実現されるアメリカの金でやっておるのですよ。そういう状態でございますから、三億二千万ドル全体の中に核撤去費も入っておるのです。そういうことをお考えいただきたい。

○矢追秀彦（公）　そうすると、その核撤去費七千万ドルとしての支払いはしない。要するに、全部含まれたこととしかやらぬと、こういうことになりますか。

○福田外務大臣　当時、私は大蔵大臣でその折衝に当たりましたのでお答え申し上げますが、これはアメリカ側からは相当多額の要求がございました。それを出してくださいと。

○福田外務大臣　まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言ってないのです。これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残していきますと、これは開示できない、中身があるが開示できない問題。その理由は何だ、こういうものの等を考慮いたしまして決定いたしますと、こういうふうに書いてある。そのとおりなんです。法的にはそのとおりであるけれども、そうしてこの法的にきまった三億二千万ドルというものは高度の政治判断としてきめたわけでありますが、ただその政治判断の中身は一体何なんだ、こういうふうに聞かれますものですから、これは一応のメドとして、資産買い取りについてはこれは積算の根拠がある、それがら労務費につきましてもこれは積算の根拠があるが、それから七千万ドルについてはこれは積算の根拠がない、こういうことを総合して御判断願いたいと存じます。

（47・4・12、衆外、7の22）

4　七千万ドルの中味

○福田外務大臣　当時、私は大蔵大臣でその折衝に当たりましたのでお答え申し上げますが、これはアメリカ側からは相当多額の要求がございました。それを出してくださいと。

○福田外務大臣　まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言ってないのです。これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残していきますと、これは開示できない、中身があるが開示できない問題。その理由は何だ、こういうものの等を考慮いたしまして決定いたしますと、こういうふうに書いてある。そのとおりなんです。法的にはそのとおりであるけれども、そうしてこの法的にきまった三億二千万ドルというものは高度の政治判断としてきめたわけでありますが、ただその政治判断の中身は一体何なんだ、こういうふうに聞かれますものですから、これは一応のメドとして、資産買い取りについてはこれは積算の根拠がある、それから労務費につきましてもこれは積算の根拠があるが、それから七千万ドルについては何もおりません、こういうことを総合して御判断願いたいと存じます。

（47・4・12、衆外、7の22）

○福田外務大臣　それは、特定してそれを入れておる考え方はありませんです。

○楯脇孝弘（社）　特定してということよりは、つまり、アメリカ側がいろいろ出費がかさむから、それを考慮して七千万ドルをきめたというわけでしょう。したがって、いろいろな出費の中には四条三項というのも入っておるんじゃありませんか、こういうことです。

○福田外務大臣　それは、七千万ドルの中に含めておる考え方はとっておりません。（46・12・13、衆沖特、13の4）

○大出俊（社）　一体いかなる要求があって、いかなる政治的配慮をあなた方はして、その結果、中身は十分固まり切ってはいないけれども、この辺までのところを話し合って、この辺までのところは固めて、かくて手を打った、これが昨日だと思う。それを出してください。

○福田外務大臣　まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言ってないのです。これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残していきますと、これは核撤去費用は含まれておりますが……。

○水田大蔵大臣　この問題は、私どもが引き継ぎを受けたときの説明によりますと、いままで外務大臣がしばしば説明しておるとおりでございまして、復帰に核撤去その他を含めて全体としまして七千万ドルというお話であったということでございまして、それでは積算の基礎はあるかということでございますが、これもしばしば説明されているとおりでございまして、高度の政治的配慮に属する核兵器の問題でございますから、その積算の基礎はないということでございます。

○楯脇孝弘（社）　それでは、三億二千万ドルが三億ドルになったら労務費はいけないのですか、一千万ドルちょっとと削って。つまり、七千万ドルが五千万ドルではいけなかったのですか、どうでしょうか。

○福田外務大臣　当時、私は大蔵大臣でその折衝に当たりましたのでお答え申し上げますが、これはアメリカ側からは相当多額の要求がございました。それを出してくださいと。

○楯脇孝弘（社）　結局、七千万ドル出すことによって施政権を買い取ったというような意味ですね、いまのお話を聞いておると。この七千万ドルの政治的配慮ということの中にこの四条三項というのも入っているんじゃないのですか。

○福田外務大臣　それは、特定してそれを入れておる考え方はありませんです。

○楯脇孝弘（社）　特定してということよりは、つまり、アメリカ側がいろいろ出費がかさむから、それを考慮して七千万ドルをきめたというわけでしょう。したがって、いろいろな出費の中には四条三項というのも入っておるわけですから、これもこの政治的配慮の中に入っていいんじゃありませんか、こういうことです。

○福田外務大臣　それは、七千万ドルの中に含めておる考え方はとっておりません。（46・12・13、衆沖特、13の4）

○大出俊（社）　一体いかなる要求があって、いかなる政治的配慮をあなた方はして、その結果、中身は十分固まり切ってはいないけれども、この辺までのところを話し合って、この辺までのところは固めて、かくて手を打った、これが昨日だと思う。それを出してください。

○福田外務大臣　まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言ってないのです。これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残していきますと、これは核撤去費用は含まれておりますが……。

○水田大蔵大臣　この問題は、私どもが引き継ぎを受けたときの説明によりますと、いままで外務大臣がしばしば説明しておるとおりでございまして、復帰に核撤去その他を含めて全体としまして七千万ドルというお話であったということでございまして、それでは積算の基礎はあるかということでございますが、これもしばしば説明されているとおりでございまして、高度の政治的配慮に属する核兵器の問題でございますから、その積算の基礎はないということでございます

ん、これは政府委員のほうから御説明いたさせます。

○前田大蔵省官房審議官　御承知のように、現在の沖縄における労務の退職金の算式につきましては、本土の算式と算定方法が違っておりまして、その結果、同じ勤続年数でございましても本土の退職金のほうが高い、こういうことになっております。それからもう一つは、復帰の日をまん中にはさみまして、復帰前から継続して雇用をされることになるのか、つまり勤続期間が通算になるのか、それとも、そこで新しく切りかわる、つまり返還日から本土制度に変わるというようなことになるのか、こういう問題が二点ございまして、これは合意議事録にもございますように、昭和二十七年四月三十日以降で復帰までの雇用期間を通算する、まず第一に通算した上、そうしまして一つ一つの復帰前での期間は、本土で雇用されたと同じように見る、雇用期間の通算でございます。本土で雇用された上で、本土の基本労務契約等の算定方式に従いまして米側が支払う、こういうことがこの合意議事録でのはっきりしておるわけでございます。そういたしますと、これがもし復帰なかりせば米側が支払ったであろうその金額よりも相当程度上回る、そういうことになるわけでございます。つまり、ずっと沖縄の退職金の支払い制度で継続した場合と、ずっと最初から本土の制度で計算した場合との差額が相当に大きくなる。そのような算定をいたしまして、それが約七千五百万ドル程度というふうに結論が出たわけでございます。

そこでお尋ねの、それではどういう計算方式をとったのか、こういうことでございますが、これは種々非常に大部なものでございますが、要約いたしますと、まず、復帰時において軍労務者を何人と見るかということが一つございます。それは十年勤続しておった、それから復帰日後十五年間に毎年平均、切りかえ前に二万人の方々がやめていかれる、こういう前提をとったわけでございまして、日本側が負担いたしました一体幾らになるかということでございます。

○井川条約局長　現在地位協定のもとにおきまして、間接雇用になっております労務者につきましては、一体幾らになるかということは当然でございます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、地位協定二十四条と全く違反しないわけでございます。

○皇野力（共）　それならば退職金の差額を日本政府から退職者に払えばいいわけで、それを先にアメリカ側に渡すという根拠は一体何ですか。どういう必要からそういうことが起こっておるのですか。

○井川条約局長　現在地位協定のもとにおきまして、間接雇用になっておりますところの労務者につきましては、一体幾らになるかということは当然でございます。しかし、先ほど来申し上げておりますように、地位協定二十四条と全く違反しないわけでございます。

○皇野力（共）　それならば退職金の差額を日本政府から退職者に払えばいいわけで、それを先にアメリカ側に渡すという根拠は一体何ですか。どういう必要からそういうことが起こっておるのですか。

○井川条約局長　現在地位協定のもとにおきまして、間接雇用になっております

十三　協定第８条（ＶＯＡ）

１　ＶＯＡの性格、組織、活動状況

○曽祢益（民）　やはり戦略謀略放送だというのではなかろうか。一体ＶＯＡというのは軍事機関なのかどうか。

○福田外務大臣　普通の政府機関であります。

それで、いま曽祢さんは、これが軍事機関じゃないか、軍事宣伝のための謀略機関じゃないかというような疑いを持たれての御質問のようであります。そこで、かねて曽祢さんのそういう疑念を持っていることも承知しておりますので、米政府に照会いたしてみました。そうしてみますと、米政府の答弁は、これは戦略的と、こういうふうにいわれておるが、これは軍事戦略の意味じゃない、非常に広い意味の戦略的だ、そういう意味です。その活動は、軍事活動とは全然違います。こういうことをはっきり申しておるわけであります。そうしてＶＯＡは、信頼できる、かつ権威あるニュースを伝えるもので、その目的は正確性、客観的なものである、こういうふうに答えておるわけであります。何かアメリカの国会で、これが、軍事委員会において軍事的なものであるかのごとき議論があったそうでございますが、それは二年くらい前のことで、今日の回答はさようなことになっております。

○曽祢益（民）　ベトナム戦争が、北爆が始まって相当激しいときであったと思いますが、そのＶＯＡが、そういったような意味で、少なくとも戦闘作戦行動をやっている地域に対して、戦略的な謀略といいますか、放送をしていたことは間違いないと思いますが、これを否定されますか。

○吉野アメリカ局長　ＶＯＡは、先ほど福田大臣が御答弁のとおり、あくまでもアメリカの客観的な正確なニュースを報道する、こういうことになっておりまして、先ほど曽祢先生の引用した件につきましても、わざわざわれわれが照会した結果、アメリカ政府の答えが、先ほど申しましたように、ＶＯＡというのは軍事機関なのかどうか。一

○福田外務大臣　それで、いま曽祢さんは、これが軍事機関じゃないか、軍事宣伝のための謀略機関じゃないかというような疑いを持たれての御質問のようであります。そこで、かねて曽祢さんのそういう疑念を持っていることも承知しておりますので、米政府に照会いたしてみました。そうしてみますと、米政府の答弁は、これは戦略的と、こういうふうにいわれておるが、これは軍事戦略の意味じゃない、非常に広い意味の戦略的だ、そういう意味です。その活動は、軍事活動とは全然違います。こういうことをはっきり申しておるわけであります。そうしてＶＯＡは、信頼できる、かつ権威あるニュースを伝えるもので、その目的は正確性、客観的なものである、こういうふうに答えておるわけであります。何かアメリカの国会で、これが、軍事委員会において軍事的なものであるかのごとき議論があったそうでございますが、それは二年くらい前のことで、今日の回答はさようなことになっております。

○曽祢益（民）　ベトナム戦争が、北爆が始まって相当激しいときであったと思いますが、そのＶＯＡが、そういったような意味で、少なくとも戦闘作戦行動をやっている地域に対して、戦略的な謀略といいますか、放送をしていたことは間違いないと思いますが、これを否定されますか。

○吉野アメリカ局長　ＶＯＡは、先ほど福田大臣が御答弁のとおり、あくまでもアメリカの客観的な正確なニュースを報道する、こういうことになっておりまして、先ほど曽祢先生の引用した件につきましても、わざわざわれわれが照会した結果、アメリカ政府の答えが、先ほど申しましたように、ＶＯＡというのは軍事機関なのかどうか。一体ＶＯＡというのは軍事機関なのかどうか。一括して支払う。しかし上積みの分がある。それによりましてアメリカ側が一括して支払うという計算方法に従いまして、一括してこの三億二千万ドルの中で支払って、そして現在内地で行なわれております方法と同じようにやるのが一番便宜だと、こう考えた次第でございます。

○星野力（共）　実際はこの七千五百万ドルとか、七千万ドルとかということじゃない、ごっちゃにして三億二千万ドルと、こういうことですね。沖縄の基地労働者の待遇を返還後に改善していかなきゃならぬ、これは当然でありますが、どうもそれに名をかりたところの、いまの七千五百万ドルというのは、それに名をかりたアメリカに渡すほんとうのつかみ金、まあ別のことばで言えば施政権買い取りの資金の一部というふうな性格のものではないかと思われるわけです。どうもいままでの説明だけでは、地位協定と別の問題だと言われますけれども、こういう金を出した法律的根拠、あるいは政治的な判断の根拠というのは何ですか。

○井川条約局長　このための法律的根拠というものは別にないわけでございまして、先ほど来申し上げておりまするように、日本側がこういう措置をしてくれということによりまして、アメリカ側に上積みを払うということでございますので、これが非常にすべての人のために公正妥当なる措置である、こういうことでございまして、たとえば、ことしの四月の沖縄全軍労からの要請書にも、退職金をアメリカが払わないで、それを一応日本政府が保管してくれというふうな要請書があったわけでございまするけれども、また皆さま方の御意見も聞きまして、またアメリカ政府と打ち合わせまして、このように公正妥当なあれをとったわけでございまして、全軍労の方々もこれで御満足を得ていると、私どもは思うわけでございます。

（46・12・26、参沖特大社労商工運連、２の26～27）

（参考）

（防衛施設庁長官答弁）
９.12.16.（火）参・決算委（締総）　　緒方　靖夫君（共）

問１　１９７２年の沖縄返還時に米軍基地の整理・統合・縮小を行ったと思うが、その移設に係る項目及び費用を問う。また、この費用は、日本側が負担したのか。（同旨　外務大臣）

（答弁資料）

１　沖縄復帰時までに行われた米軍施設の移設については当庁として承知する立場にない。

２　復帰後において、いわゆる返還協定（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）に基づく移設としては、同協定了解覚書Ｂ表において基本的に合意された牧港住宅地区の移設に係る調査費（住宅地区の現況及び移転候補地の選定等）を昭和４７年度に約１千万円計上した。

さらに、昭和４８年度以降の同住宅地区の移設に係る経費を問われた場合

いわゆる返還協定に基づく移設に係る経費は、上述のとおりであるが、第１４回（昭和４８年１月）及び第１５回（昭和４９年１月）日米安全保障協議委員会において移設を条件に同住宅地区の返還がそれぞれ了承されたことから、昭和４９年度以降、昭和６２年度までにその移設に係る経費として４９１億１７百万円を計上した。

（施・対本）

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

（中略）

第三条

1　日本国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。

2　アメリカ合衆国が1の規定に従つてこの協定の効力発生の日に使用を許される施設及び区域につき、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第四条の規定を適

用するにあたり、同条1の「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態をいい、また、同条2の「改良」には、この協定の効力発生の日前に加えられた改良を含むことが了解される。

（中略）

第七条

日本国政府は、合衆国の資産が前条の規定に従つて日本国政府に移転されること、アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島の日本国への返還を千九百六十九年十一月二十一日の共同声明第八項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう実施すること、アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮し、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に対し総額三億二千万合衆国ドル（三二〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）を支払う。日本国政府は、この額のうち、一億合衆国ドル（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）をこの協定の効力発生の日の後一週間以内に支払い、また、残額を四回の均等年賦でこの協定が効力を生ずる年の後の各年の六月に支払う。

（後略）

了解覚書

別紙の表は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条の規定に関し日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本国外務大臣　愛知揆一

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使　アーミン・H・マイヤー

A表

次の設備及び用地は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府がその間で別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第二条の規定により、現在の境界線内で又は備考欄に記載するところに従い、合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日に締結される。その準備作業が同日前に十分な余裕をもつて終了するように、あらゆる努力が払われる。

番号	名称	現行の名称	備考
一	北部訓練場	北部海兵隊訓練場	
二	安波訓練場	安波訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
三	川田訓練場	川田訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
四	奥間レスト・センター	奥間レスト・センター	
五	伊江島補助飛行場	伊江島補助飛行場	
六	八重岳通信所	八重岳通信所	
七	慶佐次通信所	慶佐次ロランA・C送信所	
八	瀬嵩訓練場	瀬嵩第一訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
九	キャンプ・シュワブ	キャンプ・シュワブ	
	キャンプ・シュワブ訓練場	キャンプ・シュワブ訓練場	C表参照
	キャンプ・シュワブLST繋留施設	キャンプ・シュワブLST繋留施設	

（中略）

（中略）

六〇	工兵隊事務所	西太平洋工兵隊事務所	
六一	牧港住宅地区	牧港・那覇住宅地区（那覇H地区）	B表注参照
六二	那覇冷凍倉庫	沖縄リージョナル・エクスチェンジ冷凍倉庫	
六三	ハーバーヴュー・クラブ	ハーバーヴュー・クラブ	
六四	那覇港湾施設	那覇軍港	
六五	那覇サーヴィス・センター		
六六	那覇空軍・海軍補助施設	那覇空軍・海軍補助施設	C表参照
六七	那覇サイト	那覇陸軍補助施設	B表参照
六八	知念第一サイト	知念第一陸軍補助施設	B表参照
六九	知念第二サイト	知念第二陸軍補助施設	B表参照
七〇	新里通信所	新里通信所	
七一	知念補給地区	陸軍混成サーヴィス群地区	
七二	与座岳航空通信施設	与座岳航空通信施設	B表及びC表参照

（中略）

B表

次の施設及び区域は、沖縄の復帰の後、備考欄に記載するところに従つて日本国に返還されるものである。

番号	名称	現行の名称	備考
一	恩納サイト（A表第一五号）	恩納ポイント陸軍補助施設	自衛隊による引継ぎの際
二	知花サイト（「現行の名称」欄に掲げる部分に限る。）（A表第二三号）	知花陸軍補助施設	右に同じ。
三	ホワイト・ビーチ地区（「現行の名称」欄に掲げる部分に限る。）（A表第四八号）	西原第二陸軍補助施設	右に同じ。
四	那覇サイト（A表第六七号）	那覇陸軍補助施設	右に同じ。

（中略）

一二	宮古島航空通信施設 （A表第八七号）	宮古島航空通信施設	自衛隊による引継ぎの際
		宮古島NDB施設	運輸省による引継ぎの際

（注）　牧港住宅地区（A表第六一号）の代替施設完成による返還の問題は、今後の検討の特定の主題とされる。

C表

アメリカ合衆国政府が現に使用している設備及び用地で、沖縄の復帰の際又はその前にその全部又は一部が使用を解除されるものには、次のものを含む。

一　那覇空港
二　三和NDB施設
三　那覇空軍・海軍補助施設のうち日本国政府が使用する部分
（A表第六六号）
四　那覇第二貯油施設（与儀貯油施設）
（A表第四八号）
五　那覇ホイール地区
六　ホワイト・ビーチ地区のうち日本国政府が使用する部分
七　奥訓練場

（後略）

対外応答要領

沖縄返還時における米軍移転費の秘密補償

平成１０年７月２１日
北　米　第　一　課

問．１１日付け朝日新聞夕刊及び１９日読売新聞朝刊（記事別添）は、沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万ドルとは別に、在日米軍基地改善費などとして一億九千万ドルを秘密裏に米側に補償する日米財務当局の秘密覚書が存在していたことが、米国立公文書館の外交文書や関係者の話で明らかになった旨報じているが事実関係如何。

答．報道されている内容については承知しているが、これは米国政府の内部文書であると承知しており、政府としてコメントすべき立場にない。

（更問．報道に言及されている「秘密覚書」は存在するのか。）
答．
報道に言及されている「秘密覚書」が何を指すのかは承知していない。いわゆる沖縄返還にあたっては、我が国政府は、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）」第七条において、総額３億２千万ドルを米国政府に支払うこととした。

（更問．上記文書は沖縄返還交渉という日本にとって重要な外交交渉に関する文書であり、政府として入手すべきではないか。）
答．
１．米国政府の内部文書について、政府としてその内容にコメントすべき立場にはなく、個別の米国政府内部文書について米政府より入手する立場にない。

２．沖縄返還交渉の結果締結された沖縄返還協定において、日米両国間条約の適用の確認の条項を通じいわゆる「本土並み」返還が協定上も確保され、また、いわゆる「核抜き」についても、佐藤・ニクソン共同声明の関係部分の骨子が条文化されることによりこれが確保されている。

（了）

沖縄返還時

7/11/98
朝日(夕)(1面)

米軍移転費を秘密補償

大蔵が覚書 協定外に684億円

沖縄返還に日米政府が合意した佐藤・ニクソン日米首脳会談直前の一九六九年十一月、当時の福田赳夫蔵相が米財務当局に沖縄米軍施設の移転費などを日本側が負担することを約束し、日米財務当局で秘密覚書を取り交わしていたことが、我部政明・琉球大教授が入手した米国立公文書館の外交文書や関係者の話で明らかになった。日本は沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万ドル（当時の為替レートで千百五十二億円）とは別に、在日米軍基地改善費などとして一億九千万ドル（同六百八十四億円）を秘密裏に米側に補償していた。公表分の補償額についても、核撤去費を実際より大幅に水増し、核とは無関係の米軍施設移転費用などに転用することを黙認していた。

（2面に解説など）

公表分にも水増し

沖縄返還交渉における財政取り決めは七〇年六月に始まったとされてきたが、実際には返還合意に先立って日本側が金銭面で米側に大幅に譲歩していたことを裏付けるものだ。

覚書は「基地の移転費用やその他返還に関する費用」として計一億ドル（同七百二十億円）を計五年間にわたり日本側が物品や役務で支払うことなどを定めたもので、六九年十一月十九、二十日に開かれた首脳会談の直前に合意し、十一月十二日に福田蔵相が米側に口頭で同意を伝えた。十二月二日付で当時、大蔵省財務官だった柏木雄介氏（○)とケネディ米財務長官の特別補佐官だったアンソニー・ジューリック氏が互いの頭文字で署名した。

別の文書によると、最終的に米側はこの二億ドルにほぼ見合う計一億九千万ドル分の補償を得た。沖縄返還協定に記載された補償額三億二千万ドルには含まれておらず、未公表扱いだった。

財政取り決め交渉が正式に始まる七〇年六月を前にこの二億ドルの取り扱いについて米側が協議した米陸軍作成のメモによると、米側は、日本が「沖縄を金で買い戻した」との印象を避けるため、予算計上しない形で処理することを望んでいると分析。「米議会に同じ方法を採ることは難しい」として全面非公開を選び日本側に一定範囲については公開するよう求める考えを示している。

沖縄返還後に米大使館が作成した報告書では、沖縄返還協定に記載された対米補償額三億二千万ドルの使途についても、日本政府の公式な説明と食い違いを示している。日本政府の発表では、核撤去費用として七千万ドルが米側に手渡されたが、米側が実際に核撤去に使ったのは五百万ドルに過ぎなかった。かわりに日本側発表にはない米ラジオ局ボイス・オブ・アメリカ（VOA）の移転費や「その他支出」などに計七千八百万ドルが使われており、核撤去費や「労働コスト増大分」の補償金が転用された実態を明らかにしている。

柏木・ジューリック両氏の交渉は七一年四月ごろまで続いており、同年六月の返還協定調印式までに最終的な秘密合意を結んでいた可能性が高い。一連の米外交文書は今年初め、相次いで「機密指定」を解かれた。

7/11/98
朝日(夕)(1面)

「思いやり予算」の原形

沖縄返還秘密覚書 米側に「コスト意識」

解説

沖縄返還交渉に際して日米財務当局が取り交わしていた経済及び財政に関する「秘密覚書」と、その後の米側公文書が示す日米間の財政取り決めの実態は、占領地の返還という政治的な決断に際しても米国が厳しい「コスト意識」を持って交渉に臨み、基地改善費や移転費用など、本来なら米軍が負担してもおかしくない支出についても日本側に負担させていく経過を詳細に示すものだ。

覚書によれば、日本側が秘密裏に支払った基地改善のときに形作られたともいえる。

一連の文書は、①米国が交渉の初期段階で財政面での協力を強く求め、実際には首脳会談以前に沖縄返還協定で示された補償以外に、「秘密覚書」の形で沖縄だけでなく日本本土の米軍基地の改善費に財政措置をとることを約束していたこと②日本側が核撤去費用として支出した七千万ドルが実際には、在日米軍へのほとんど無条件に近い財政支援であったこと――を裏付けるもので、いずれも「沖縄返還交渉史の定説を覆すもの」（我部政明・琉大教授）だ。

文書は「沖縄の買い戻し」が明るみにでることを福田蔵相ら当時の財務当局がおそれ、その費用を予算に計上させない方法に腐心しながら米側に「機密扱い」を求める経緯にもふれている。その結果得をしたのは、「より大きな経済的利益」を得た米国であり、交渉の「一部の部分」をみせずに領土回復という政治的成果を達成した佐藤政権だった。

覚書では費用の負担問題以外にも、那覇軍港などが返還された場合にそなえ、同等の代替施設の建設を協議することが盛り込まれた。

基地機能の維持が沖縄返還の条件であったことが改めてうかがえる。四半世紀がすぎた今も、普天間飛行場、那覇軍港などの返還は、代替施設の建設に地元が反発し、暗礁に乗り上げたままだ。普天間基地返還に伴う海上基地建設問題などで、この「覚書」が前例になっていないか――。あらゆる交渉経過をメモに残し、一部の例外を除いては一定期間後に公開する米政府の情報公開制度が機能する限り、日本側が公開を拒んでいる「一部の部分」も今後、様々な形で変質化していくことだろう。

（石合 力・前アメリカ総局員＝現中東アフリカ総局員、外報部・岡野直）

日本側発表	費目	米公文書
1億7500万	米資産引き継ぎ	1億7500万
7000万	核撤去費	500万
	ボイス・オブ・アメリカ（VOA）移転費	1600万
	感謝費	400万
7500万	労働コスト増大分	6200万
	その他支出	5800万
3億2000万	小計	3億2000万
	基地改善費	6500万
	労務管理費	1000万
	円ドル交換に伴う外銀預け入れ	1億1200万
	琉球銀行株買い取り	300万
	小計	1億9000万
	合計	5億1000万

（単位はドル）

沖縄返還に伴う日米財政取り決め

柏木 雄介氏

米に積算根拠求めた

柏木雄介・元大蔵省財務官の話 文書の記憶はないがメモのイニシャルは当時、私が使っていたものだ。米側は首脳会談に向けて、返還交渉に応じるが、財政上の面でも日本から満足のいく回答が必要との姿勢だった。米側には国会に説明できる積算根拠を求めたが、核撤去費は、こちらに積算できる材料がなく、受け入れるかどうかという問題だった。米側がどう使ったか知る立場にない。

7/19/'98 読売 3面

沖縄返還協定

米軍への補償 2億ドル非公表

米外交文書で判明

沖縄返還協定を締結した佐藤・ニクソンの日米首脳会談直前の一九六九年十一月、福田赳夫蔵相（当時）と米政府が、同協定で公表された対米補償以外に、日本が沖縄の米軍施設移転費など計二億ドル（当時の為替レートで七百二十億円）を補償すると合意していたことが、十八日までに我部政明・琉球大教授（国際関係論）が米国立公文書館で入手した外交文書から分かった。

同協定では、軍用道路など米国資産を日本側が買い取り、核兵器撤去作業などのために米国に三億二千万ドル（同千百五十二億円）を補償した、とされてきた。ところが文書では、この補償以外に、軍事施設の移転費用などとして、日本政府が返還後五年以内に二億ドル相当額を役務か物品で支払うことなどが記されていた。

さらに、公表分三億二千万ドルの補償のうち核兵器撤去費用は七千万ドルとされてきたが、七二年六月十五日付の米大使館文書には、撤去費用は五百万ドルで、残り六千五百万ドルはラジオ局の移転費用などに使われたと記されていたことも分かった。同教授は「日本側は『沖縄を金で買った』との国民の非難をかわすために、合意内容を秘密にしたのではないか」と話している。

72年沖縄返還時の核兵器撤去

日本政府が7000万ドル負担

緒方議員に外務省回答

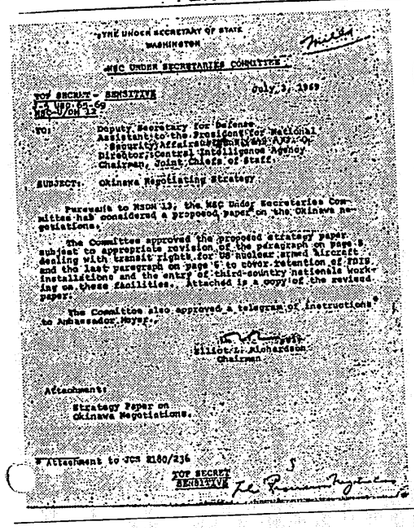

THE UNDER SECRETARY OF STATE
WASHINGTON
SEC UNDER SECRETARIES COMMITTEE

TOP SECRET SENSITIVE
July 3, 1969

TO: Deputy Secretary for Defense
Assistant to the President for National Security Affairs
Director, Central Intelligence Agency
Chairman, Joint Chiefs of Staff

SUBJECT: Okinawa Negotiating Strategy

Pursuant to NSDM 13, the Sec Under Secretaries Committee has considered a proposed paper on the Okinawa negotiations.

The Committee approved the proposed strategy paper, subject to appropriate revision of the paragraph on page 3 dealing with transit rights for US nuclear armed aircraft and the last paragraph on page 6 to cover retention of navy installations and the entry of third-country nationals working on these facilities. Attached is a copy of the revised paper.

The Committee also approved a telegram of instructions to Ambassador Meyer.

Elliot L. Richardson
Chairman

Attachment:
Strategy Paper on Okinawa Negotiations.

Attachment to JCS 2180/236

TOP SECRET SENSITIVE

緒方参院議員

一九七二年の沖縄施政権返還時、アメリカ軍の核兵器撤去費用について、日本が七千万ドル負担したと、二十七日までに外務省が日本共産党の緒方靖夫参院議員に回答してきました。

緒方議員は今月十六日の参院決算委員会で、米政府解禁秘密文書を使って沖縄返還交渉時の「有事核持ち込み」と「基地の自由使用」の秘密合意の存在を追及しました。その際、日本の負担した核兵器の撤去額をただしたのにたいし外務省の吉野紀元北米局長は、それを含めて「総額三億二千万ドル」（当時のレートで一千百五十二億円）とだけ答弁していました。

同省はこの内訳が「合衆国軍隊より継承する資産の価値」（一億七千五百万ドル、同軍隊が沖縄施政権返還後に負担する労務費七千五百万ドル、核撤去など七千万ドル）であり、積算根拠は「積み上げた額ではなく、政治判断にもとづくもの」と回答してきました。

沖縄交渉は一九六九年十一月の佐藤・ニクソン会談にむけて、米政権側の段取りや手順、タイムテーブル、そのための訓令、交渉内容などが詳細に決められ、ほぼその通りにおこなわれました。緒方議員は、十六日の質問で、その筋書きを記した「沖縄交渉のための戦略文書」（六九年七月三日付）と題する七六の解禁文書を示して追及しました。（写真）

最重要の基地使用と核問題と並んで重視された「移転費用の支払い」の項には、「沖縄からの核兵器を撤去する費用として五千万ドルを日本側に支払わせたい。日本に実行を迫る返還に関連するその他の移転支払いもある」と書かれています。

この負担問題は、首脳会談から七一年十月十七日の沖縄協定調印まで、柏木大蔵省財務官とジューリック国務省特別補佐官の間で交渉が続けられ、協定調印直前のパリでの愛知外相とロジャーズ国務長官との最後のつめの会談（七一年六月九日）で、「七千万ドル」と合意されました。その密約の内訳は、核撤去六千五百万ドル、核部隊の撤去など五百万ドルでした。

こうして、五千万ドルが七千万ドルにまでつり上げられました。米政府は、「返還によって日本をドル成金にしてはならない」（「戦略文書」）、「金はビタ一文出さないと、綿密な対策をたて協み、大幅超過達成を果たしました。

しかも、「撤去する」といって、日本に費用負担させ実際には「有事核持ち込み」体制をつくったのでした。また、「核撤去」は、核兵器の存在の有無を明らかにしない米政権の立場により交渉当時もその後も長く禁句でした。今回解禁された日米首脳会談会議録で明らかなように、日米両首脳の確認もあり、前出の最後の外相会談でも【秘密兵器の撤去】でした。

外務省は解禁文書を示されて、費用額とともに「核兵器撤去」とのべ、核兵器が存在したことを確認したのです。

「沖縄交渉のための戦略文書」（69年7月3日付）要旨

（基本的な戦略―3点）
- 沖縄基地の通常兵器の最大限の自由使用
- 核兵器の貯蔵の継続を主張しつつ、緊急時の核兵器の配備の権利を確保、核装備の艦船の通過権の確保
- 水道、電力など沖縄の米資産を日本に買い取らせ、核兵器など移転費用は全額日本負担に

（戦術・交渉のタイムテーブル―6つの段階）
1、駐日大使による接近…探りをいれる。核貯蔵は堅持
2、日米閣僚会議…とくに財政負担取り決め、基地自由使用で日本側の譲歩を引き出す
3、8月交渉…自由出撃と日本への財政負担で公式、非公式の素案づくり。核問題は議論するが、最終決定はせず
4、9月の愛知訪米…返還全体のほとんどの領域での取り決めに達する。基地自由使用、核貯蔵、有事核持ち込みで米側の満足する形が整えば、佐藤訪米の準備へ。米議会との調整
5、最終交渉…9月から11月初旬。取り決めの草案、共同声明の草案を交渉、大統領と首相の最終的承認を得る準備
6、佐藤訪米　11月

9年12月29日(月)
朝毎読日産
東SS HT 赤
朝/夕刊 9面

厚発 574
九九

秘 無期限

報告・供覧

~~大臣~~ 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 ~~外務審議官~~ 官房長	主管 北米局長 審議官 審議官 北米第一課長 地域調整官 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 9 年 12 月 25 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 有馬 2499

回覧先

総括審議官　条約局長　日米安保条約課長
国会担当参事官　条約課長
総務課長

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

件名

緒方 靖夫議員(共)よりの説明依頼

(別紙の要点等)

・12月16日の参議院決算委員会における緒方議員と高野局長のやりとりを踏まえ、緒方議員より北米一ヶ月し、沖縄返還協定第7条で日本政府が米政府に対してすることとした3億2千万ドルの内訳を説明して欲しいとの依頼についてのやりとり。

GA－7 (昭和63. 4. 1改正)　外務省　回覧番号

ファックス コピー

２５日、緒方靖夫参議院議員（共）より別添１．の説明依頼があったところ、北米一有馬より、電話にて別添２．の国会答弁のラインにて回答したところ、概要以下の通り。本件説明依頼は１２月１６日の参議院決算委員会における、緒方議員と高野北米局長のやりとり（速記録別添３）を踏まえたもの。

１．先方への回答

（１）当方より、別添２．の国会答弁の更問に従って説明を行い、更に、沖縄返還協定第７条において、わが国政府が米国政府に対して支払うこととなった３億２千万ドルは、全体として高度な政治判断によって決定された額である旨繰り返し説明したところ、先方は、それでは７千万ドルが核撤去の費用か、核撤去などというが「など」が何を含むかを調査して欲しい旨述べたので、当方より改めて、３億２千万ドル全体が高度な政治判断によって決定されたので、核兵器撤去の費用を明示することは出来ない、種々の要素を勘案した上で３億２千万ドルという額が決定されたので、「など」に何が含まれているかを明示することは出来ない旨縷々説明した。

（２）以上に対し先方より、米側文書においては沖縄よりの核撤去の費用として日本側に対して５千万ドル要求するべきであるとの記述があるが、その事実は承知しているかと質したので、当方より、沖縄返還交渉においては日米間で種々のやりとりがあったと聞いているが、個々のやりとりの詳細については承知しておらず、米側がどのような方針を有していたかも承知していない旨答えた。

２．１９７１年６月の日米外相会談の日時に関する先方質問

（１）最後に先方より、１９７１年６月にパリにおいて愛知外務大臣とロジャーズ国務長官が会談を行っており、これが沖縄返還交渉において重要な会談であったと考えるが、会談が６月の何日に行われたか、また、会談の性格がいかなるものであったかを調べた上で教えて欲しい旨述べたので、当方より、そのような会談があったかどうかは自分は個人的に承知しておらず、会談の性格も分かりかねる旨答えた。

（２）引き続き先方より、それでは会談が６月の何日に行われたかだけでも調査の上、御用納めである明２６日に必ず回答して欲しい旨述べたので、当方より、そのような会談があったかどうかは全く承知していないが、何か分かればＦＡＸにて回答することとしたい旨答えた。（先方は繰り返し、明２７日が御用納めであるので、明２６日に必ず何らかの回答を得たい旨述べていた。）

（了）

（政府委員用）

１２月１６日（火）　　参・決算委　　緒方　靖夫君（共）

問①．１９７２年の沖縄返還時の交渉過程において、移転や核撤去に係る移設費用について我が国はどの程度負担したのか（どのような項目があったのか）。

（答）

１．１９７１年６月に東京で署名された「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」第７条において、我が国政府はアメリカ合衆国政府に対し、総額３億２千万合衆国ドルを支払うこととした。このような金額に至る過程で考慮されたのは、合衆国軍隊より承継する資産の価額、同軍隊が沖縄返還後に負担する労務費、核撤去に係る費用等である。

２．他方、同協定第３条の規定に関する日米両政府間の討議の結果、代替施設完成による返還として、牧港住宅地区の返還問題を今後の検討の主題とすることとされた経緯がある。この牧港住宅地区については、その後、昭和５２年から昭和６２年にかけ、移設により段階的に返還され、移設経費については、全額我が国が負担したと承知している。

（注：同協定第７条にいう３億２千万ドルという額は、資産承継に対して１億７千５百万ドル、合衆国軍隊が返還後負担するという労務費に対して７千５百万ドル、さらに、核の撤去等に対して７千万ドルとなっている。当初は、７千万ドルのみが高度の政治判断によって決定されたというのが国会答弁ラインであったが、その後、３億２千万ドル全体が高度の政治判断によって決定されたとのラインとなっている。）

（更問．核撤去などの費用を含むとされている７千万ドルのうちの核撤去そのものに係る費用如何。）

（答）

同協定第７条で、我が国政府がアメリカ合衆国政府に対して３億２千万ドルという額を支払うこととしたのは、高度の政治判断によるものである。そのような政治判断に至る過程の中で、合衆国軍隊より承継する資産の価額として１億７千５百万ドルを算出し、同軍隊が返還後負担する労務費として７千５百万ドルを算出した。これに加え、政治判断の一環として、７千万ドルを核撤去などの費用として算出し、総額３億２千万ドルという額を支払うこととしたものである。

ふうに把握したらよろしいんでしょうか。

れないんですか。一体何をやられる委員会というれますが、個別のケースについては議論をさ

○大脇雅子君　そうしますと、大蔵省の方では紀律保持に関する委員会ができているということで

○説明員(武藤敏郎君)　価格については、よくわかりません。

○説明員(武藤敏郎君)　本人はヒカンのデッサンではなかったと思うというふうに言っております。

○大脇雅子君　その絵の価格については、お聞くになっていらっしゃいますか。

○大脇雅子君　その絵が、ヒカンではないと言われますが、それともわからないんですか、どちらなんでしょうか。

○説明員(武藤敏郎君)　私は、ヒカンのデッサンかどうかという認識でございます。エッチングかリトグラフかというお話もありましたけれども、そこまではよくわかりません。版画であったということでございます。

○大脇雅子君　そうすると、その絵は、山井主計局長は返したと言っているわけですけれども、それは今どこにあるんですか。泉井に返したんでしょうか、それともお預かりしているということなんでしょうか。

○説明員(武藤敏郎君)　泉井氏に返却をいたしましたということですが、現在それがどこにあるかは私どもはわかりません。

○大脇雅子君　その絵がヒカンではないと言われますが、それともわからないんですか、どちらなんでしょうか。

○説明員(武藤敏郎君)　本人はヒカンのデッサンではなかったと思うというふうに言っております。

○大脇雅子君　それでは終わります。

○緒方靖夫君　日本共産党は、この問題の真実をアメリカの解明にとって非常に重要な画期になったと思いますが、それについてはどのように評価されておりますか。

○説明員(武藤敏郎君)　価格については、よくわかりません。

○大脇雅子君　それでは終わります。

○緒方靖夫君　沖縄返還密約問題については、政府としては、これまでに国会の場でも何度も取り上げてきましたし、また、政府としても、この問題については、外務省の有識者からなる委員会を設けて調査をしてきたところであります。

○緒方靖夫君　日本国民にも、また国会にも、政府の調査結果について、いまだに納得していない方々が多くいらっしゃいます。

○説明員(武藤敏郎君)　この問題については、外務省の有識者からなる委員会を設けて調査をしてきたところでございます。

○緒方靖夫君　その委員会の構成メンバーについて、お教えいただきたいと思います

恐縮でございます。

○説明員（高野紀元君）　申しわけございません。その点については手元にございませんので、具体的なお答えは差し控えさせていただきたいと存じます。

○小平忠（民）　アメリカ側が一埋め立てた土地で現に保有しているものの一というのは、一体どこにどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

○説明員（高野紀元君）　沖縄本島にあります米国政府の埋め立て地は、牧港住宅地区、キャンプ・コートニー、カルテックス・プラント、ホワイト・ビーチ地区、那覇港湾施設等、キャンプ・フォスター、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、ホワイト・ビーチ地区、那覇空港、このヒカ所でございます。

○小平忠（民）　その埋め立て地の所有権はどこにあるのですか。

○井川条約局長　この問題はなかなかむずかしい問題だと思います。しかしながら、第一次的にアメリカ政府に所有権があると考えるのが普通じゃないかと思います。

しかしながら、この所有権というものが、はたして私どもが普通に考えるような意味での所有権というものかどうかということについては、いろいろ問題があるところでございまして、私どもとしては、この点については、今後とも慎重に検討してまいりたいと考えております。

○小平忠（民）　これらは全部有償なのですか。それとも、無償で移転されるものがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○小幡大蔵省理財局次長　六条第一項と第二項に、日本国政府に移転される資産がございます。この有償、無償の問題でございますが、これに対しまして何らかの支払いをするということで第七条の金額が出ているわけでございまして、このうちどれが有償、どれが無償という問題になりますると、必ずしも御質問に正確にお答えすることにならぬかもしれませんけれども、私どもの評価におきましては、このうち、自衛隊の専用使用する部分並びに琉球政府の庁舎、これは沖縄住民に対して献呈されるという附文がございますので、県民感情等を考慮いたしまして、はずしております。

結局、以上要約いたしますと、琉球政府庁舎、それから自衛隊が専用する施設、この部分をはずして評価したわけでございます。

（46・11・11、衆・協特、3の23）

5　埋立て地の所有権

○小平忠（民）　アメリカ側が「埋め立てた土地で現に保有しているもの」というのは、一体どこにどのくらいあるのでしょうか、お伺いいたします。

○島田防衛施設庁長官　沖縄本島にあります米国政府の埋め立て地は、牧港住宅地区、キャンプ・コートニー、カルテックス・プラント、ホワイト・ビーチ地区、那覇港湾施設等、キャンプ・フォスター、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、ホワイト・ビーチ地区、那覇空港、このヒカ所でございます。

○小平忠（民）　その埋め立て地の所有権はどこにあるのですか。

○井川条約局長　この問題はなかなかむずかしい問題だと思います。

しかしながら、第一次的にアメリカ政府に所有権があると考えるのが普通じゃないかと思います。

しかしながら、この所有権というものが、はたして私どもが普通に考えるような意味での所有権というものかどうかということについては、いろいろ問題があるところでございまして、私どもとしては、この点については、今後とも慎重に検討してまいりたいと考えております。

引継ぎ交渉は、柏木大蔵省財務官とジョーンズ国務省特別補佐官との間で進められ、琉球電力、琉球水道、琉球開発金融の三公社、琉球政府庁舎などの行政用建築物、基地外の道路などと四種類の民生用資産を有償で引継ぐことは、早くから合意していた。ところが交渉が最終段階にはいって、日本側が那覇空港の完全返還をまめる一方、米国側は、沖縄返還により本土の一般米軍基地労務者の給与や退職金、基地の移転費用など、返還に伴ってふえる米軍の負担がふえる分を日本側が肩代りすべきだと主張、交渉はもつれた。しかし先月末の柏木・ジョーンズ会談で、日本側の支払い額は資産引継ぎ額と負担増の肩代り分はいっさいを合わせて三億ドルとすることで原則的に合意した。引継ぐ民生用資産は協定に明記するほか、「柏木・ジョーンズ覚書」のようなもので返還後に給与や退職金などが、どんなにふえても日本側は三億ドルのほかには負担しないことをはっきりさせることにしている。ただ、わが国の実質的な負担額はこれだけではない。地位協定によって米軍の使う施設や区域は、わが国が提供することになっているので、返還後沖縄に安保条約が適用されると、米軍の基地用地の借地料や軍事関連施設の漁業補償費などを、わが国が負担しなければならないためである。」――この記事についてお答えいただきます。

○福田外務大臣　ただいまの新聞の記事のうち、その交渉が柏木・ジョーンズ間で行なわれたと、初めのうちはそういう段階をとったことは事実です。それから、三億ドルをというのは、私が当時大蔵大臣でして三億ドルで済ませたいと、こういう主張をしたわけです。これも事実でございます。それから、返還後は地位協定が適用されますから、米軍の移動に伴う費用はわが国が負担する、これも事実でございますが、入っているんじゃないか、そういうふうに聞き取りました。

○川村清一（社）　三億ドルに合意したのは事実でございますね。

○福田外務大臣　合意したことはございませんです。私が強硬に三億ドルで済ませたいという主張をしておった時期があったことは事実でございます。

○川村清一（社）　そうしますと、核関係、そういうものを一切を含めて五千万ドルを主張をしておった。それが二千万ドルふえて七千万ドルになった、こういうことですか。

○福田外務大臣　そもそも総額の三億二千万ドル、これは、資産引継ぎが一億七千五百万ドルです、それから労務費、これが七千五百万ドル、合計する と二億五千万ドル、それに対しまして、アメリカ側からは非常に多額な要求があったのです、それを五千万ドルでおさめようとした、しかし、それではおさまらぬ、そこで七千万ドルと政治的解決をしたと、こういうことでありまして、内訳がないんです、これは。

（46・12・29、参沖特、1の20～21）

○栗林卓司（民）　政府が核撤去費用の日本政府負担額として合意した七千万ドルは、昔ガス撤去費用の日本政府負担額二十万ドルに比べきわめて多額であります。これは核撤去作業の異常性を物語るものと考えてよいか。もしそうだとすれば、その安全対策をどのようにしてはかるつもりなのか。また、かりに安全面に心配がないとするなら、なぜ七千万ドルもの高額な核撤去費用を想定し、承認したのか、見解を伺いたい。

○福田外務大臣　わが国のアメリカに対する支払いの考え方については、この協定において、アメリカ政府に対しまして三億二千万ドルの支払いをいたすことにいたしました。それの根拠が、いかにと思うのでありまするが、いま申し上げるまでもなく、総額で三億二千万ドルの内訳は、七千万ドルが、三億ドルとして主張した核抜きも主張した、その結果三億二千万ドルで手を打った。そうしますと、この七千万ドルというものを含めて三億ドルと主張しておったのか。

○福田外務大臣　そのときは七千万ドルじゃございません。五千万ドルです。二億五千万ドルに五千万ドル、そこで三億ドルと、こういうことになる。そういう主張を、私としては、大蔵大臣ですから、渋い、長い間そこでそういう主張をしておったと、こういうことでございます。

○川村清一（社）　そうしますと、核関係、そういうものを一切を含めて五千万ドルを主張をしておった。それが二千万ドルふえて七千万ドルになった、こういうことですか。

○福田外務大臣　そのときにさようでございます。

そもそも総額の三億二千万ドル、これは、資産引継ぎが一億七千五百万ドルです、それから労務費、これが七千五百万ドル、合計すると二億五千万ドル、それに対しまして、アメリカ側からは非常に多額な要求があったのです、それを五千万ドルでおさめようとした、しかし、それではおさまらぬ、そこで七千万ドルと政治的解決をしたと、こういうことでありまして、内訳がないんです、これは。

（46・12・29、参沖特、1の20～21）

○栗林卓司（民）　政府が核撤去費用の日本政府負担額二十万ドルは、昔ガス撤去費用の日本政府負担額と比べきわめて多額であります。これは核撤去作業の異常性を物語るものと考えてよいか。もしそうだとすれば、その安全対策をどのようにしてはかるつもりなのか。また、かりに安全面に心配がないとするなら、なぜ七千万ドルもの高額な核撤去費用を想定し、承認したのか、見解を伺いたい。

○福田外務大臣　わが国のアメリカに対する支払いの考え方については、この協定において、アメリカ政府に対しまして三億二千万ドルの支払いをいたすことにいたしました。それの根拠が、いかにと思うのでありまするが、いま申し上げるまでもなく、総額で三億二千万ドルの内訳は、七千万ドルが、三億ドルとして主張した核抜きも主張した、その結果三億二千万ドルで手を打った。そうしますと、この七千万ドルというものを含めて三億ドルと主張しておったのか。

○福田外務大臣　そのときは七千万ドルじゃございません。五千万ドルです。二億五千万ドルに五千万ドル、そこで三億ドルと、こういうことになる。そういう主張を、私としては、大蔵大臣ですから、渋い、長い間そこでそういう主張をしておったと、こういうことでございます。

○川村清一（社）　そうしますと、核関係、そういうものを一切を含めて五千万ドルを主張をしておった。それが二千万ドルふえて七千万ドルになった、こういうことですか。

○福田外務大臣　そのときにさようでございます。

そもそも総額の三億二千万ドル、これは、資産引継ぎが一億七千五百万ドルです、それから労務費、これが七千五百万ドル、合計すると二億五千万ドル、それに対しまして、アメリカ側からは非常に多額な要求があったのです、それを五千万ドルでおさめようとした、しかし、それではおさまらぬ、そこで七千万ドルと政治的解決をしたと、こういうことでありまして、内訳がないんです、これは。

（46・12・29、参沖特、1の20～21）

○川村清一（社）　その次、「その後米側はこの金額に上積みすることをまめてきた。その際、米側が支払い対象として明示したのが「特殊兵器」撤去費だった。「特殊兵器」というのは外交上の話合いでは核兵器をさすもので、実際のやりとりは、具体的に核兵器という言葉が使われたといわれる。そして、このことは直ちに佐藤首相はじめ政府首脳にも報告された。こうしたいきさつを受け「核ぬき」明確化に“米統”を残していた佐藤首相、愛知外相ら政府首脳は、渡りに舟とこの話にとびつき、協定本文の「対米財政支出」の項目で、「核ぬき」を補強することにしたようだ。といっても、この項目で「特殊兵器」撤去費という言葉をあからさまに明記することは、核の有無については「明言することを国内法で禁じられている米側の手前もあり、結局、「核ぬき」返還を約束したとされる日米共同声明第八項に言及するにとどめた。」――この記事について。

○福田外務大臣　先方から核兵器の撤去費をと、こういう話は出ておりません。私のほうから、核兵器の撤去費を出すからこれを協定上明確にしたいと、こういう申し出をしたんです。ですから、大体において、その話はあったことはあったんです。あったけれども、逆になっているわがほうから核のことを協定に入れたいと、こういう主張をしたと、こういうことでございます。

○川村清一（社）　三億ドルを主張した。総額で三億二千万ドルになった。したがって、日米共同声明第八項に明記された核抜き、これになる費用は二千万ドル、こういうふうに理解するのでありますが、理解できませんか。

○福田外務大臣　それは、そのとおりじゃございません。私が三億ドルと主張したそのとき、すでに核撤去費を含めまして三億ドルだと、こういう主張だったのです。それに対して、アメリカ側ではかなりの多額の要求をした。それで、上積みに二千万ドルと、さらになった、こういうことでございます。

○川村清一（社）　結論的に言って、三億二千万ドルの内訳は、七千万ドル程度が、核の撤去などを考慮してアメリカに渡す金であります

五百万ドル、これが資産の承継に関するものであります。それからさらに七千五百万ドル、これは米軍に見合う分の退職金、これを内地並みにいたしたい、こういうために必要な労務費のものであります。それで合計いたしますと二億五千万ドルになります。

ところが、日米折衝の過程におきまして、その二億五千万ドルの上にさらに、米側から、あるいはこれから米軍がどんどんと引いていくよう な事態も起こるでしょう。そういう際には、米軍の施設、それを無償で置いていくというような事態になる、それからまた、日本側の要請でいろんな、たとえば特殊部隊の整理とか、そういうようなものも起こる、そういうようなことを考えましてということで、実に多額な要請があったわけです。二億五千万ドルのその上積みといたしまして多額の金額を要請する。そこで、わがほうといたしましては、その多額の要請に対しまして、これを七千万ドルと、こういうふうにしたわけです。しかし、その七千万ドルといたしたのは、一つは、両国政府首脳会談、共同声明において核の問題に触れておる、また、今回の協定第七条におきましてもそれに触れているということになりますると、向こうにしても、この両首脳の共同声明、核はもう返還時にはありません、ということを協定上において明らかにしたい、こういうふうに考えまして、こういうことになる条文第七条のような趣旨を込めまして、そして七千万ドル、こういうきめたわけであります、そういう非常に高度の政治的判断によって取りきめた、こういうことであります。一億七千五百万ドル、また七千五百万ドル、したがいまして、この二つに つきましては大蔵省のほうからまた追加の説明がやできるかもしれませんけれども、残りの積み上げました七千万ドルにつきましては、それ以上の説明はできないのであります。

○小幡（琉）　三億二千万ドルのうち、六条の一項、二項の規定に基づきまして引き継がれる資産についての支払い額でございますが、一応二億七千五百万ドルということになっております。これは私どものほうで現地につきまして調査いたしました結果、このうち直接民生用に供する資産だけの評価額が一億七千八百万ドル余りになりますが、これも引き継ぎ資産の中に入るのでございますか。

○福田外務大臣　三億二千万ドルにつきましては、そのうち一億七千万ドルの資産、軍事資産の無償引き受け、また核撤去、そういうようなものを考慮いたしまして総額七千万ドル、これはまあ高度の政治判談というような形できめたわけでございます。そのとおりに御了承願いたいと思いますが、したがいまして、ガスの撤去には二十万ドルじゃないか、核撤去には七千万ドルじゃないか、こういうふうにかからないじゃないか、核撤去には七千万ドルというのは核ばかりじゃございますが、そうじゃない。七千万ドルというのは核ばかりじゃないのです。いろいろなものを含めましての七千万ドルであるる。高度の政治判断としての七千万ドルであるということであって、これを御比較くださることはまあ当を得ないのであるまいか、さように考えます。（46・12・1、参本、11のうち228～231）

2　三億二千万ドルの積算基礎

○松本七郎（社）　この三億二千万ドルの積算基礎というものはちっとも明らかにされたものが出てこないようですが、この点はこれ以上の御説明はできないのでしょうか。

○福田外務大臣　三億二千万ドルにつきましては、そのうち一億七千五百万ドル、それから米軍基地に働く軍労務者、その退職金が、米軍の取り扱いでいきますると、これは内地とはなはだ均衡を失する低いものであります。そこで、その退職金を内地並みにして支払うことにする、そういうために必要な経費、それから渡慶次の陸軍補助施設、これらを合わせまして一億七千八百万ドル、合わせまして一億七千八百万ドル、こういう評価になっているわけでございます。（46・11・15、衆協、5の29）

3　三億二千万ドル全体が政治的判断

（注）当初は三億二千万ドルのうちの七千万ドルが政治的判断でのラインであったものが、いわゆる密約問題等疑惑の過程で三億二千万ドル全体についての説明振りも手ニュアンスの変化がある。

○安井吉典（社）　何かどうどうとしたものが、この七千万ドルの高度の政治判断という中で一緒くたになってきめられたのではないか。そうどうどうとしたものの中に、例の四条三項の請求権の四百万ドルも入っていて、だからこそ高度の政治判断と、そういうようなことばが便利たのではないかと私は思うのでありますが、どうでしょうか。

○福田外務大臣　高度の政治判断と申しますのは、まあ沖縄の返還という一刻も早く返還することを期待しておる。特に沖縄県民百万の方々は、もう一刻も早く返還することを期待しておる。そういう際にまあ金銭上の問題が起こった。これが多少のことで違いの点が論議されるそのときの情勢、そういう際に、どういう選択をするかという際におきまして、まあその金銭のごときは、もう政治的判断によって、これを御了承願いたいと思います。（46・12・1、参本、11のうち228～231）

3　三億二千万ドル全体が政治的判断

（注）当初は三億二千万ドルのうちの七千万ドルが政治的判断でのラインであったものが、いわゆる密約問題等疑惑の過程で三億二千万ドル全体についての説明振りも手ニュアンスの変化がある。

○安井吉典（社）　何かどうどうとしたものが、この七千万ドルの高度の政治判断という中で一緒くたになってきめられたのではないか。そうどうどうとしたものの中に、例の四条三項の請求権の四百万ドルも入っていて、だからこそ高度の政治判断と、そういうようなことばが便利たのではないかと私は思うのでありますが、どうでしょうか。

○福田外務大臣　高度の政治判断と申しますのは、まあ沖縄の返還という一刻も早く返還することを期待しておる。特に沖縄県民百万の方々は、もう一刻も早く返還することを期待しておる。そういう際にまあ金銭上の問題が起こった。これが多少のことで違いの点が論議されるそのときの情勢、そういう際に、どういう選択をするかという際におきまして、まあその金銭のごときは、もう政治的判断によって、これを御了承願いたいと思います。（46・12・1、参本、11のうち228～231）

2　三億二千万ドルの積算基礎

○松本七郎（社）　この三億二千万ドルの積算基礎というものはちっとも明らかにされたものが出てこないようですが、この点はこれ以上の御説明はできないのでしょうか。

○福田外務大臣　三億二千万ドルにつきましては、そのうち一億七千五百万ドル、それから米軍基地に働く軍労務者、その退職金が、米軍の取り扱いでいきますると、これは内地とはなはだ均衡を失する低いものであります。そこで、その退職金を内地並みにして支払うことにする、そういうために必要な経費、それから渡慶次の陸軍補助施設、これらを合わせまして一億七千八百万ドル、合わせまして一億七千八百万ドル、こういう評価になっているわけでございます。（46・11・15、衆協、5の29

いうもの等を考慮いたしまして決定いたします、こういうふうに書いてある。そのとおりなんです。法的にはそのとおりであるけれども、そうしてこの法的にきまった三億二千万ドルというものは高度の政治判断としてきめたわけでありますが、ただその政治判断の中身は一体何なんだ、こういうふうに聞かれますものですから、これは一応のメドとして、資産買い取りについてはこれは積算の根拠がある、それから労務費につきましても積算の根拠がある、それから七千万ドルにつきましては何もありません、こういうことを繰り返し申しておるわけなんです。これを総合して御判断願いたいと存じます。

（47・4・12、衆外、7の22）

4　七千万ドルの中味

○植崎弥之助（社）　いま七千万ドルを審議している。いまのような政府のお答えでは、どう具体的に審議したらいいのでしょうか。国民にどうわれわれは説明していいのでしょうか。審議に対してわれわれは責任を持っておりますが……。

○水田大蔵大臣　この問題は、私どもが引き継ぎを受けたときの説明によりますと、いままで外務大臣がしばしば説明しておるとおりでございまして、最後に核撤去その他を含めて全体として七千万ドルという合意に達したということでございまして、それでは積算の基礎はあるかということでございますが、これもしばしば説明されているとおり、高度の秘密に属する核兵器の問題でございますから、その積算の基礎は向こうからも内容を示しませんので、積算の基礎はないということでございます。

○植崎弥之助（社）　それでは、三億二千万ドルが三億ドルになったらいけないのですか、二千万ドルちょっと削って。つまり、七千万ドルが五千万ドルではいけなかったのですか、どうでしょうか。

○福田外務大臣　当時、私は大蔵大臣でその折衝に当たりましたので、お答え申し上げますが、これはアメリカ側からはかなり多額の要求があったのです。わが国といたしましては、なるべく少ない負担がよろしいというふうに考えた。しかし、核抜き本土並みということで沖縄の返還を早期に実現しなければならない、これはわれわれの与えられた任務だ、こういうふうに考えたわけです。そこで、高度の政治的判断といたしまして、七千万ドルを二億五千万ドルの上に乗っけるということで妥結をした、そういう性格のものであります。

（46・11・16、衆協特、6の26）

○横路孝弘（社）　この七千万ドルの内容について明らかにできないという、これもやはり文書による回答をもらったわけでありますが、この回答によると、支払いは積算になじまない性質のものであって、内容を明らかにし得ないものだ。従来の議論の中で、七千万ドルについての項目として明らかにされているのは、核の撤去と、特殊部隊の撤去と、それからもう一つは、アメリカ側が撤去する場合に置いていく財産のいわば承継といいますか、その費用なんだというように項目としては明らかにされているわけです。この間の質疑の中で初めてその辺のところが少し明らかになったわけでありますが、その項目としてはこの三つだけですか。ほかにもまだ項目があるわけですか。

○福田外務大臣　その三つも、項目ということが妥当であるかどうか。それを配慮してというような私の気持ちなんです。それで、その中でとにかく主力をなすものは核撤去というふうに考えておるのです。アメリカは、核撤去ということを条約上書くことにつきまして非常にこれを渋ったわけです。しかし、沖縄県民が非常に心配しておる、また、わが一億国民も心配しておる、核撤去は何とかしてこれを明らかにしたい、こういうような気持ちを考えるときに、金が少しかかっても、この点だけはアメリカにはっきりさしておきたい、こういう気持ちがありまして、核撤去という項目、これはひとつ掲げよう。それからなお、特殊部隊なんかが復帰前にも帰っていく、そういうような事情もあります。それから、米軍がこれから、時間はかかりまするけれども、沖縄を撤去します。そういう際には、財産を無償で置いていきます。この財産はアメリカのつくった財産である。こういうことで、地位協定上はいろいろ議論がありまするけれども、これを内容等まで申し上げるのはいかがかと思いますが、これは多額の金額にのぼる。そういうものもあるということを配慮しまして、それで七千万ドルで手を打った、こういうことであります。アメリカの主張はその時点においてはかなり大きなものを言っておったわけでありまするけれども、かなりわがほうの主張に近づいた数字になった、こういうふうにまた私は見ておるわけであります。

○横路孝弘（社）　結局、七千万ドル出すことによって施政権を買い取ったというような意味ですね、いまのお話を聞いておると。この七千万ドルの政治的配慮ということの中にこの四条三項というのも入っているんじゃないのですか。

○福田外務大臣　それは、特定してそれを入れておる考え方はありません。

○横路孝弘（社）　特定してということよりは、つまり、アメリカ側がいろいろ出費がかさむから、それを考慮して七千万ドルをきめたというわけでしょう。したがって、いろいろな出費の中には四条三項という出費もあるわけですから、これもこの政治的配慮の中に入っているんじゃありませんか、こういうことです。

○福田外務大臣　それは、七千万ドルの中に含めておる考え方はとっておりません。

（46・12・13、衆沖特、13の4）

○大出俊（社）　一体いかなる要求があって、いかなる政治的やりとりがあって、いかなる政治的配慮をあなた方はして、その結果、中身は十分固まり切ってはいないけれども、この辺までのところを話し合って、この辺までのところは固めて、かくて手を打った、これが経過だと思う。それを出してください。

○福田外務大臣　まず第一に、中身があるが開示できない、私はそう言ってないのです。これは開示できない問題。その理由は何だ、こう言いますと、これは核の問題、また米軍がこれから無償で資産を残しながら引き揚げていく、そういうようなことを考慮いたしましての高度の政治判断としてきめたんだと、こういうので、これは中身はないんです。具体的な中身を詰めておらない金額であると、こういうことを申し上げておるわけでございます。

（46・12・7、衆沖特内地行大連1のその1の8）

5　七千万ドルの支払方法

○矢追秀彦（公）　この支払い方法ですが、これはどういうふうにお考えになっているんですか。もし年内に返還協定が成立したと一自然成立ですから、しますわね。その場合に、四十六年度予算から予備費というような形ですぐに支払いを開始されるのか。もし、来年度予算に計上されるとした場合は、それは一般会計に計上されるのか、あるいは財投に計上されていくのか。その予算的処置というものはどうされようとするのですか。

○福田外務大臣　七千万ドルの中に、核撤去費が含まれる、こういうことになります。七千万ドルが、すなわち、核撤去費ではないんですが、その中に含まれる。その七千万ドルを加えました三億二千万ドル、これが、協定発効とほぼ同時に、一億ドル米国に対しまして支払いになるわけです。それから、事後、四年間にわたりまして五千五百万ドル、つまり、均等に支払いが行なわれる。そうして、五年間に合計して三億二千万ドルの支払いが行なわれる、こういうことになる。それじゃ、核の撤去費用はどういうふうな支払いになるかと、こういうお尋ねでございまするが、核撤去は、もう返還協定が実現される前に、もうアメリカの金でやっておるのですよ。そういう状態です。そういうことを考慮いたしまして三億二千万ドルを払う、こういうことでありますから、三億二千万ドル全体の中に核撤去費も入っておる。そういうふうな御理解を願いたい。

○矢追秀彦（公）　そうすると、その核撤去費七千万ドルとしての支払いはしない。要するに、全部含まれたことしかやらぬと、こういう

ん、これは政府委員のほうから御説明いたさせます。

○前田大蔵省官房審議官　御承知のように、現在の沖縄における労の退職金の算式につきましては、本土の算式と算定方法が違っておりまして、その結果、同じ勤続年数でございましても本土の退職金の復帰日をまん中にはさみまして、復帰前から継続して雇用をされることになるのか、つまり勤続期間が通算になるのか、それとも、そこで新しく切りかわる、つまり返還日から本土制度に変わるというようなことになるのか、という問題が二点ございまして、これは合意議事録にもございますように、昭和二十七年四月三十日以降で復帰までの雇用期間を通算する、まず第一に通算した上、そうしまして復帰前の期間、復帰前の期間は、本土で雇用されたと同じように見る、という定方式に従いまして米側が支払う、ということがこの合意議事録で算定はっきりしておるわけでございます。そういたしますと、米側といたしましては、これがもし復帰なかりせば米側が支払ったであろうその金額よりも相当程度上回る、そういうことになるわけでございます。つまり、ずっと沖縄の退職金の支払い制度で継続した場合と、ずっと最初から本土の制度で計算した場合との差額が相当に大きくなる。その相当に大きくなるというのは一体幾ら大きくなるのかと、こういう計算をいたしまして、それが約七千五百万ドル程度というふうに結論が出ておりまして、なったわけでございます。

そこでお尋ねの、それではどういう計算方式をとったのか、こういうことでございますが、これは非常に大部なものでございますが、要約いたしますと、まず、復帰時において軍労務者を向こう人と見るかという、約二万人でございます。それから復帰日後十五年間に毎年平均、切りかえ率にして十年勤続しておった、それから復帰日後十五年間に毎年平均して約二万人の方々がやめていかれる、という前提をとったわけでございます。これは十五年間というのは、大体本土におきますとこの在籍者につきましての実績で、十五年たちますと大体全部やめていくのの在籍

者につきましての実績で、これはいろいろ考えまして、そして労務者のために、また日本政府とアメリカ政府との間の、公正妥当な解決をはかるためにも、これが一番いい方法であるということを考えたわけでございまして、二十四条はその退職金と申しますものは、普通の状態においてアメリカ側が負担いたしますが、ここの場合における退職金でございます。この場合はその上に上増しが行なわれておる、こういうことでございます。

○豊野力（共）　返還後、この安保条約や関連取りきめが沖縄に適用されるということ、また退職金制度が本土並みになることは、アメリカ側も承知の上での取りきめが行なわれておる。地位協定の規定からしても、問題の費用が、アメリカ軍隊を維持することに伴う経費の中に入らないということは、どうしてもこれは解釈できるとしたら、それはそのほうがおかしいんじゃないかというふうに解釈できないんですが、そこのところをもう一つはっきりしていただきたい。

○井川条約局長　地位協定は復帰と同時に適用になるものでございます。それ以降のものについては、先ほど来申し上げておりますように、一九五二年四月に基本労務契約をさかのぼって適用して、十四条の分を日本が支払うというわけでございますから、地位協定二十四条と全く違反しないわけでございます。

○豊野力（共）　それならば退職金の差額を日本政府から退職者に払えばいいわけで、それを先にアメリカ側に渡すという根拠は一体何ですか。どういう必要からそういうことが起こっておるのですか。

○井川条約局長　現在地位協定のもとにおきまして、間接雇用の労務者に対する退職金も一つの労務管理費用でございまして、これは別段、もともと復帰なかりせば、アメリカ軍が払うものではございませんで、たいへんな労務者の上積みになるわけでございます。ここにおける軍労務者の他の強い上積み希望によりまして、私どもいろいろ考えまして、そして労務者のために、また日本政府とアメリカ政府との間の、公正妥当な解決をはかるためにも、これが一番いい方法であるということを考えたわけでございまして、二十四条はその退職金も申しますものは、普通の状態においてアメリカ側が負担いたしますが、ここの

十三　協定第8条（ＶＯＡ）

1　ＶＯＡの性格、組織、活動状況

○曽祢益（民）　やはり戦略謀略放送だというのではなかろうか。一体ＶＯＡというのは軍事機関なのかどうか。

○福田外務大臣　普通の政府機関であります。

それで、いま曽祢さんは、これが軍事機関じゃないか、軍事宣伝のための謀略機関じゃないかというような疑いを持たれての御質問のようであります。そこで、かねて曽祢さんのそういう疑念を持っていることも承知しておりますので、米政府に照会いたしてみました。そうしてみますと、米政府の答弁は、これは戦略的と、こういうふうにいわれておるが、これは軍事戦略の意味じゃない、非常に広い意味の戦略的だ、そういう意味です。その活動は、軍事活動とは全然違います。こういうことをはっきり申しておるわけであります。そうしてＶＯＡは、信頼できる、かつ権威あるニュースを伝えるもので、その目的は正確性、客観的なものである、こういうふうに答えておるわけであります。何がアメリカの国会で、これが、軍事委員会において軍事的なものであるかのごとき議論があったそうでございますが、それは二年くらい前のことで、今日の回答はさようなことになっております。

○曽祢益（民）　ベトナム戦争が、北爆が始まって相当激しいときであったと思いますが、そのＶＯＡが、そういったような意味で、少なくとも戦闘作戦行動をやっている地域に対して、戦略的な謀略といいますか、放送をしていたことは間違いないと思いますが、これを否定されますか。

○吉野アメリカ局長　ＶＯＡは、先ほど福田大臣が御答弁のとおり、あくまでもアメリカの客観的な正確なニュースを報道する、こういうことになっておりまして、先ほど曽祢先生の引用した件につきましても、わざわざわれわれが照会した結果、アメリカ政府の答えが、先ほ

○星野力（共）　実際はこの七千五百万ドルとか、七千万ドルとかということじゃない、ごっちゃにして三億二千万ドルと、こういうことですね。沖縄の基地労働者の待遇を返還後に改善していかなきゃならぬ、これは当然でありますが、どうもそれに名をかりたところの、いまの七千五百万ドルというのは、それに名をかりたアメリカに渡すほんとうのつかみ金、まあ別のことばで言えば施政権買い取りの資金の一部というふうな性格のものではないかと思われるわけです。どうもいままでの説明だけでは、地位協定と別の問題だと言われますけれども、こういう金を出した法律的根拠、あるいは政治的な判断の根拠というのは何ですか。

○井川条約局長　このための法律的根拠というものは別にないわけでございまして、先ほど来申し上げておりまするように、日本側がこういう措置をしてくれということによりまして、アメリカ側に上積みを払うということでございますので、これが非常にすべての人のために公正妥当なる措置である、こういうことでございまして、たとえば、ことしの四月の沖縄全軍労からの要請書にも、退職金をアメリカが払わないで、それを一応日本政府が保管してくれというふうな要請書があったわけでございまするけれども、また皆さま方の御意見も聞きまして、またアメリカ政府と打ち合わせまして、このように公正妥当なあれをとったわけでございまして、全軍労の方々もこれで御満足を得ていると、私どもは思うわけでございます。

（46・12・26、参沖特大社労商工運連、2の26～27）

（削除２）

（政府委員用）
１２月１６日（火）　　参・決算委　　緒方　靖夫君（共）

問①．１９７２年の沖縄返還時の交渉過程において、移転や核撤去に係る移設費用について我が国はどの程度負担したのか（どのような項目があったのか）。

（答）
１．１９７１年６月に東京で署名された「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」第７条において、我が国政府はアメリカ合衆国政府に対し、総額３億２千万合衆国ドルを支払うこととした。このような金額に至る過程で考慮されたのは、合衆国軍隊より承継する資産の価額、同軍隊が沖縄返還後に負担する労務費、核撤去に係る費用等である。

２．他方、同協定第３条の規定に関する日米両政府間の討議の結果、代替施設完成による返還として、牧港住宅地区の返還問題を今後の検討の主題とすることとされた経緯がある。この牧港住宅地区については、その後、昭和５２年から昭和６２年にかけ、移設により段階的に返還され、移設経費については、全額我が国が負担したと承知している。

（注：同協定第７条にいう３億２千万ドルという額は、資産承継に対して１億７千５百万ドル、合衆国軍隊が返還後負担するという労務費に対して７千５百万ドル、さらに、核の撤去等に対して７千万ドルとなっている。当初は、７千万ドルのみが高度の政治判断によって決定されたというのが国会答弁ラインであったが、その後、３億２千万ドル全体が高度の政治判断によって決定されたとのラインとなっている。）

（更問．核撤去などの費用を含むとされている７千万ドルのうちの核撤去そのものに係る費用如何。）

（答）
同協定第７条で、我が国政府がアメリカ合衆国政府に対して３億２千万ドルという額を支払うこととしたのは、高度の政治判断によるものである。そのような政治判断に至る過程の中で、合衆国軍隊より承継する資産の価額として１億７千５百万ドルを算出し、同軍隊が返還後負担する労務費として７千５百万ドルを算出した。これに加え、政治判断の一環として、７千万ドルを核撤去などの費用として算出し、総額３億２千万ドルという額を支払うこととしたものである。

(3)

（参考）

（防衛施設庁長官答弁）
９.12.16.（火）参・決算委（締総）　　緒方　靖夫君（共）

問１　１９７２年の沖縄返還時に米軍基地の整理・統合・縮小を行ったと思うが、その移設に係る項目及び費用を問う。また、この費用は、日本側が負担したのか。（同旨　外務大臣）

（答弁資料）

１　沖縄復帰時までに行われた米軍施設の移設については当庁として承知する立場にない。

２　復帰後において、いわゆる返還協定（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定）に基づく移設としては、同協定了解覚書Ｂ表において基本的に合意された牧港住宅地区の移設に係る調査費（住宅地区の現況及び移転候補地の選定等）を昭和４７年度に約１千万円計上した。

さらに、昭和４８年度以降の同住宅地区の移設に係る経費を問われた場合

いわゆる返還協定に基づく移設に係る経費は、上述のとおりであるが、第１４回（昭和４８年１月）及び第１５回（昭和４９年１月）日米安全保障協議委員会において移設を条件に同住宅地区の返還がそれぞれ了承されたことから、昭和４９年度以降、昭和６２年度までにその移設に係る経費として４９１億１７百万円を計上した。

（施・対本）

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

（中略）

第三条

1　日本国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。

2　アメリカ合衆国が1の規定に従つてこの協定の効力発生の日に使用を許される施設及び区域につき、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第四条の規定を適

用するにあたり、同条1の「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態をいい、また、同条2の「改良」には、この協定の効力発生の日前に加えられた改良を含むことが了解される。

（中略）

第七条

日本国政府は、合衆国の資産が前条の規定に従つて日本国政府に移転されること、アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島の日本国への返還を千九百六十九年十一月二十一日の共同声明第八項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう実施すること、アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなること等を考慮し、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に対し総額三億二千万合衆国ドル（三二〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）を支払う。日本国政府は、この額のうち、一億合衆国ドル（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）をこの協定の効力発生の日の後一週間以内に支払い、また、残額を四回の均等年賦でこの協定が効力を生ずる年の後の各年の六月に支払う。

（後略）

了解覚書

別紙の表は、本日署名された琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条の規定に関し日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で行なわれた討議の結果を示すものである。

千九百七十一年六月十七日に東京で

日本国外務大臣　愛知揆一

日本国駐在アメリカ合衆国特命全権大使　アーミン・H・マイヤー

A表

次の設備及び用地は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府がその間で別段の合意をしない限り、千九百六十年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第二条の規定により、現在の境界線内で又は備考欄に記載するところに従い、合衆国軍隊が沖縄の復帰の日から使用する施設及び区域として合同委員会において合意する用意のある設備及び用地である。合同委員会における協定は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日に締結される。その準備作業が同日前に十分な余裕をもつて終了するように、あらゆる努力が払われる。

（中略）

番号	名称	現行の名称	備考
一	北部訓練場	北部海兵隊訓練場	
二	安波訓練場	安波訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
三	川田訓練場	川田訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
四	奥間レスト・センター	奥間レスト・センター	
五	伊江島補助飛行場	伊江島補助飛行場	
六	八重岳通信所	八重岳通信所	
七	慶佐次通信所	慶佐次ロランA・C送信所	
八	瀬嵩訓練場	瀬嵩第一訓練場	地位協定第二条4(b)の使用
九	キャンプ・シュワブ	キャンプ・シュワブ	
	キャンプ・シュワブ繋留施設	キャンプ・シュワブLST繋留施設	C表参照

（中略）

六〇	工兵隊事務所	
六一	牧港住宅地区	西太平洋工兵隊事務所
		牧港・那覇住宅地区（那覇H地区）
		B表注参照
六二	那覇冷凍倉庫	沖縄リージョナル・エクスチェンジ冷凍倉庫
六三	ハーバービュー・クラブ	ハーバービュー・クラブ
六四	那覇港湾施設	那覇軍港
六五	那覇サービス・センター	
六六	那覇空軍・海軍補助施設	那覇空軍・海軍補助施設
		C表参照
六七	那覇サイト	那覇陸軍補助施設
		B表参照
六八	知念第一サイト	知念第一陸軍補助施設
		B表参照
六九	知念第二サイト	知念第二陸軍補助施設
		B表参照
七〇	新里通信所	新里通信所
七一	知念補給地区	陸軍混成サービス群地区
七二	与座岳航空通信施設	与座岳航空通信施設
		B表及びC表参照

（中略）

B表

次の施設及び区域は、沖縄の復帰の後、備考欄に記載するところに従つて日本国に返還されるものである。

番号	名称	現行の名称	備考
一	恩納サイト（A表第一五号）	恩納ポイント陸軍補助施設	自衛隊による引継ぎの際
二	知花サイト（「現行の名称」欄に掲げる部分に限る。）（A表第二三号）	知花陸軍補助施設	右に同じ。
三	ホワイト・ビーチ地区（「現行の名称」欄に掲げる部分に限る。）（A表第四八号）	西原第二陸軍補助施設	右に同じ。
四	那覇サイト（A表第六七号）	那覇陸軍補助施設	右に同じ。

（中略）

一二	宮古島航空通信施設（A表第八七号）	宮古島航空通信施設	自衛隊による引継ぎの際
		宮古島NDB施設	運輸省による引継ぎの際

（注）　牧港住宅地区（A表第六一号）の代替施設完成による返還の問題は、今後の検討の特定の主題とされる。

C表

アメリカ合衆国政府が現に使用している設備及び用地で、沖縄の復帰の際又はその前にその全部又は一部が使用を解除されるものには、次のものを含む。

一　那覇空港
二　三和NDB施設
三　那覇空軍・海軍補助施設のうち日本国政府が使用する部分（A表第六六号）
四　那覇第二貯油施設（与儀貯油施設）
五　那覇ホイール地区
六　ホワイト・ビーチ地区のうち日本国政府が使用する部分（A表第四八号）
七　奥訓練場

（後略）

大至急 (別添1)

依頼先： 日米安全保障条約課長 参考連絡先：	官房長 総括審議官 国会担当参事官 企画官

総務課長
首席事務官
総括補佐
国会班

担当院内（ ）
本省（北米）
2105

国会等への説明依頼

平成9年12月25日

下記の通り説明方依頼越しましたので、然るべく対応（者）決定の上国会班まで連絡願います。

記

要求先：衆・参 緒方靖夫議員（共）
日時：12月25日（木）16:30～
説明事項：
12月16日参・決算委で米国の解禁文書公表内述質問で北特長に沖縄返還について、日本政府のねた移転について答弁してもらったが、その内訳等をきき取り由。

場所：会館（参517）
資料：
備考：

米一で対応お願いします。

処理	日時		対応者	

ステムが大蔵省に確立しているのでしょうか。

○国務大臣（三塚博君）□本件は、そういう事態がありますと官房長が職員の事情を聞くと、こういうことでございます。

□涌井官房長の厳重口頭注意の際、改めて、官房長でありましたから、本人に直接私が聞きまして、厳重注意ということにさせていただきました。

○委員長（宮崎秀樹君）　時間でございますので、簡潔にお願いします。

○大脇雅子君□それでは終わります。

○緒方靖夫君　沖縄

12月16日　決算5　桑野・高橋・熊谷

★沖縄返還問題についてですけれども、この問題は、戦後、日本またアメリカの関係、さらにはアメリカのアジア太平洋戦略のかかわりにとって戦後の非常に重要な画期になったと思います。

□日本共産党はこの問題の真実をアメリカの解禁文書を使っていろいろ研究してまいりました。私も、この数カ月内で解禁されたこの時期の文書を入手して精読してまいりました。今回の解禁文書の中には、米政権が決定した沖縄返還の基本方針となったニクソン大統領承認国家安全保障決定覚書十三号、この文書ですけれども、十三号、六九年五月二十八日付があります。（資料を示す）

□国務、防衛、財務、ＣＩＡ長官あてキッシンジャー署名のこの決定なんですけれども、何が書いてあるかというと、日米関係を米国の利益の観点から改善する、在日米軍基地機能を確保する、このことを基本点として確認して沖縄返還を行う。そして、対日交渉に当たっては二つの根本の獲得目標があるとして、まず軍事基地の通常の使用

を朝鮮、台湾、ベトナムとの関連で最大限利用する、自由にする。そして、沖縄にある核兵器保持を希望しつつ、交渉の最終段階で、緊急時における核の貯蔵と通過の権利を保持することを条件に核兵器の撤去を考慮する用意がある、こういうことを挙げているわけですね。

□そこで、大臣、沖縄返還に当たって交渉で大きな問題になったのは、日本にとっても核兵器とそして基地の作戦使用、この二つの問題だと思いますけれども、その点いかがですか。

○説明員（高野紀元君）　お答え申し上げます。

□沖縄の返還に当たりまして日本政府として重視した点に関しまして、今委員御指摘になりました核抜き本土並みという点があったことはそのとおりでございます。

だけれどもその結果に関しましては、沖縄返還協定あるいはその前にございます佐藤・ニクソン共同声明第八項等で確認されているとおりでございます。

○緒方靖夫君　日本にとっても核抜き本土並みという言葉があるように、この二つの課題が最大の懸案だったということは明白になったと思うんですね。

□それで、国家安全保障決定遂行のため大統領が作成を指示した沖縄交渉についての戦略文書というのがあります。手元にありますけれども、これですがね、この文書ですね。（資料を示す）

□これは六九年七月三日付、トップシークレット、センシティブ、極秘、厳重注意と記された交渉のかぎを握るそういう文書なわけです。米政権が沖縄返還にかけたすべての思惑はこの文書の中にすべてあらわされているなと、私、読んで思いました。

□六九年十一月の合意ということで開催が合意された佐藤・ニクソン首脳会談に向けての手順、段取り、各レベルでの交渉のタイムテーブル、そこでの訓令、交渉内容が詳細かつ細心に用意されて

いるわけです。

□その第三段階、八月交渉と称されておりますけれども、そこには、自由出撃は日本の財政負担とともに公式、非公式の両方で了解の素案をつくるに、核問題については議論はするが最終決定は行わない、そう記されているわけです。ヒ、核問題の最終決定というのは首脳会談で文字どおり行われることにゆだねられたわけです。

□ここに、十一月の十九日にホワイトハウスで行われた日米首脳会談の議事録があります。（資料を示す）七ページですよ、これ。これもシークレット、センシティブというそういうふうに書かれております。

□私、これを読みまして、議事録の三分の二が核問題

弱冠委員は
手錄 原文を自分で訳したものなので、たとおりでよいです。との事です。
ただし、下記部分は原文の引用のため、括弧に入れておきました。

★問題★に充てられているわけですね。とりわけ、引用いたしますけれども、核兵器が撤去されることを直接公式に表明することは難しいということを両者、大統領と首相が確認し合って、そしてその後、事前協議等々の処理などでどうするかということについて協議しているわけです。そのさわり、最後のところでこういうくだりがあるんです。

引用します。原文は英文ですが、翻訳したものです。ヤ大統領は、核問題をどう取り扱うのが最善であろうかと首相に尋ねた。最終的に、もちろんこのことは明るみに出るでしょう。しかし、首相はこの問題を共同コミュニケに含ませなければならないとは考えなかった。大統領はそれに同意した。ヤこういうくだりがあるわけです。大臣、この引用したやりとりがあったわけですけれども、そのことを承知していますか。

○国務大臣（小渕恵三君）□いわゆる沖縄返還に至る間についてはいろんな経過があったとは存じますが、私自身それは承知をいたしておりま

せんが、いずれにいたしましても、核抜き本土並みということで沖縄が返還されたことが事実でございます。

○緒方靖夫君　局長はどうですか。

○説明員（高野紀元君）　今大臣がお答え申し上げましたとおりでございます。

□沖縄の返還に関しまして、公約どおり核抜きで実現したことは、当時から政府が累次御説明しているとおりでございまして、佐藤総理大臣御自身、また歴代の総理大臣、外務大臣がその旨を明確に国会の場でも御答弁申し上げております。

○緒方靖夫君　そういうことを言われるんだけれども、今私が紹介したように、アメリカの議事録とかはあるわけです、ここに現に。こういうものについては読んだことがない、知らないと。そしたら、議事録というのは双方でとるわけですから、日本にこの十一月十九日に行われたこの会談、議事録あると思いますけれども、それどうですか。

――ないわけないだろう。

○説明員（高野紀元君）　沖縄の返還に至りますまでの日米間では、当然のことながら各種の政府間協議が行われまして、その中で外務大臣レベルの例えば当時の愛知外務大臣と駐日米国大使等とのやりとりもございますし、その他日米間で協議委員会等を設けてやっております。

○緒方靖夫君　議事録があるか、首脳会談の。あるかないか。イエスかノーか。

○説明員（高野紀元君）□はい。それで、そういうやりとりがございますし、ございます各レベルでございます。そういうものについては、従来から申し上げておりますけれども、その具体的な内容については申し上げることは差し控えたいと思いますが、いずれにしても今委員が御指摘の核抜きがどうなったか、本土並みになったかという点についての結論は、日米間の合意は返還協定及び佐藤・ニクソン共同声明に書いてあるとおりでございます。

○緒方靖夫君　日本側に十一月十九日に行われた

会談の議事録はあるということを今確認されましたね。ありますよね。ないなんといったらこれはえらいことになる。

□それで、あるならば、アメリカがこういうものを発表して、それで私はこの国会でこういう問題を提起したわけだから、少なくともこの問題について日本側の議事録がどうなっているか、それを示すべきじゃありませんか。ここにも通訳として外務省の赤谷源一審議官が同席したと書かれている。そして、彼が苦労してこの議事録をつくったということも言われております。ですから、その議事録、やはりその該当部分を示すというのは当然じゃありませんか。

○説明員（高野紀元君）　繰り返して恐縮でございますが、返還に伴う諸側面に関する問題は……

○緒方靖夫君　議事録を示すかどうかというそれだけだ。時間がないんだからいいよ。示すかどうか。

——

決算 60
↓
61

○説明員（高野紀元君）□はい、協議がいろいろ行われたことは事実でございます。それで、今委員が具体的に言われている点については私今ここに承知しておりませんが、いろいろなやりとりがあったことは当然

12月16日 決算61 小坂・平田 北畑 355A

★当然★でございます。佐藤総理大臣が申し上げている答弁がございますので、念のためちょっと申し上げたいと思うんですが……

○委員長（宮崎秀樹君）いや、結構です。

○緒方靖夫君　いろんなやりとりがあったのは当たり前なんだよ。そのやりとりの中身を聞いているわけでね。

□大臣、議事録はあるんですよ。そして、私が今問題にしたこういう箇所、少なくともここで言われているのは、共同声明ｗの中で、含ませない方がいい、つまりいずれ明らかになるだろうと言われている秘密の部分があるということがここで暗示されているわけですよ。そこが問題なわけで、議事録があるわけだから、大臣、責任を持ってその部分を読んで、そのもの、実物じゃなくてもいいから、こう書かれているということを報告する、そういうことをやる気持ちはありませんか。大臣に聞いているんです。

○説明員（高野紀元君）大臣（が）お答えになる前に

恐縮でございますが、いずれにしても佐藤総理大臣が昭和四十五年の二月二十六日に衆議院予算委員会で……

○緒方靖夫君　ここで紹介するかどうかだけ聞いているんだから、それだけで結構だ。

○説明員（高野紀元君）□はい、申し上げているとおりでございますが、この問題についての日米間の合意というものは佐藤共同声明のほかにない、それからその後の沖縄返還協定に明示されているとおり、完全に核抜き本土並みの形で返還が実現したということは累次申し上げているとおりでございます。

○緒方靖夫君　アメリカの資料のことを聞くと、あなた方はすぐ読まない、聞かない、すぐそう言うけれども、自分たちのところに持っている自分たちの主権によるそういう資料、それさえも出さないのか。これ本当に問題だと思いますよ。

□大臣、少なくとも国会でこういう問題になったんだから、その部分はこうですよということをあ

なたが国会で報告するんだ。原文を見せろなんて言っているんじゃないよ。そういう気持ちはありませんか。大臣に聞いているんだ。やるかやらないか。

○国務大臣（小渕恵三君）　お示しの資料は、アメリカの情報公開法か何かに基づきまして公開されたものの資料かと存じますけれども、日本政府としては、今この問題についてここで御答弁する立場にはありません。

○緒方靖夫君　私が聞いているのはアメリカの資料じゃないんですよ。日本の議事録で、今こういうアメリカで発表されたところに秘密協定の疑惑がある、私はそう指摘しました。それについて、その疑惑が、疑惑というのならそれを晴らすために報告するつもりはないかと聞いているんですよ。しかし、そういうことをやるつもりはない。

□やっぱりこれは非常に大事なんですね、重大なんですよ。というのは、このアメリカの文書の中で、やはり六九年四月二十九日付の国家安全保障研究覚書五号という文書がある。その中には重大なこ

とが書かれているんですね。核兵器、これを緊急時にどうやって持ち込むか、どういうケースがあるかということについて事前の合意によってアメリカはアメリカが緊急事態が存在すると判断したときに核兵器を持ち込むことができる、そういうことを想定して交渉するということも書かれている。あるいは核武装した航空機と艦船の通過権のみ日本に保障させる、そういう選択肢をいろいろ考えているわけですよ。しかも、こういう海軍、艦船のトランジットは日本が黙認している、これを沖縄に拡大するんだ、そういうことも言われているわけですよ。ですから、お題目みたいにそういうことはあり得ない云々ということを繰り返しても、どんどんこういう形で出てくるこの問題、この問題に対してやはり外務省が、政府が責任を持って対応する、このことがどうしても必要だと思うんですね。

□私は、はっきり言って自分たちのところに、そして自分たちのところでしか見れない、国会にも

回さない、そういう資料を持って核抜き本土並みでやりましたということをオウムのように繰り返す、これは全く無責任だと思うんですよね。こういう態度を繰り返しているということがまさに大問題だと私は思います。

□そういう点で、私はもう一つお聞きしたい。それは、それならば大臣、この場で沖縄交渉に関してアメリカとの間で秘密了解も秘密合意もない、そのことを断言してくださいよ。それをやってください、大臣。大臣、時間がないから大臣で。

○説明員（高野紀元君）　大臣の御答弁の前に事務的に御説明だけさせていただきたいと思いますが、今の委員の御指摘の沖縄における核兵器の問題に関しましては、沖縄返還に関し昭和四十四年十一月の日米共同声明、沖縄返還協定

決算61
↓
62
参議院記録部　172-103

12月16日　決算62　齋藤公・憲

CIA
外務

★協定★第七条でございます。それから沖縄復帰の日の昭和四十七年五月十五日に発出されたロジャース国務長官の福田外務大臣あての書簡、これに明確に書いてございますね。明確に書いてございますね。その返還時に沖縄に核兵器が存在しなかったということはそこで明らかになっております。

改行

かつまた返還後は沖縄についても日米安保条約及び関連取り決めが全面的に適用されるということも確認されておりまして、日米安保条約上核兵器の持ち込みが行われる場合にはすべて事前協議の対象になり、また核の持ち込みについては事前協議が行われた場合の政府としての対応はこれは常に拒否するという考えであることは御説明してきているとおりでございます。

○緒方靖夫君　大臣ここで私聞いているのは、秘密協定がない、そういうふうに言われているでしょう。先ほどから、それならばここでアメリカとの間で秘密協定は沖縄交渉に関してはありませ

参議院記録部　172-103

んということをはっきり断言してください。

○国務大臣（小渕恵三君）　逆にお尋ねしては申しわけございませんが、秘密協定なるものはどういうものか存じませんが、私ども政府といたしましては、先ほど北米局長が御答弁申し上げたように、核抜き・本土並みで沖縄が返還され、今日、重大な装備の変更等においては事前協議という条項によって、このことが今まで発動されていないということに信頼を置いて、この問題についてはそのようなことはないと、こう確信いたしております。

○緒方靖夫君　秘密協定はないということをこの国会において断言できない、そこに問題の深刻さ、そしてまたみずから知りながらこのことについて国会に正直に報告しない、そうした姿勢があらわれていると私は思いますよ。

□私、次の問題に移ってまいりたいのですが、それは沖縄交渉の中で、やはり六九年の初頭というのは非常に重大な位置を占めたということを私は

この文書を読んで感じました。

□そこでお尋ねしたいんだけれども、愛知外務大臣とジョンソン駐日大使、彼らが東京で会談を行っておりますけれども、六九年の初頭、いつ行っているか、それをお尋ねいたします。

○説明員（高野紀元君）　申しわけございませんが、当時の愛知外務大臣とジョンソン大使の会談は、沖縄の返還に至るまでの間にかなりの回数行われているということは承知しておりますが、具体的な日付については手元にございませんので、恐縮でございます。

○緒方靖夫君　ちゃんと通告してあったんですけれども、こちらから言いましょう。一月十日に行□われております。この会談、ここに報道もありますし間違いないわけですけれども、（資料を示す）この報道の中でも沖縄返還のことが言われておりますけれども、その中身が私は非常に大事だと思うんです。それは、ジョンソン駐日大使からロジャース国務長官あてのこの会談の報告をする極

秘電報、一月十一日付ですけれども、これがある。

○これに何が書かれているかというと、こういうことがあるんですよ。愛知は在日米軍基地に関する我々の現在の秘密了解を表面化させることなしに、在韓国連軍を支援するため、沖縄を自由使用するという方式を我々に与える可能性を示唆したと。こう言っているわけです。さらに、敵対行動が再開された際には、この秘密了解を実行し、朝鮮では我々の行動を全面的に支援し、在沖縄基地が引き続き効力を維持するために、その方式を見出すために最善を尽くす断固たる決意を示したと。このように電報に書かれている。（資料を示す）これですよ、この電報に書かれている。

○この秘密了解、これは一体何ですか。

○説明員（高野紀元君）　御指摘の文書は、私どもの承知している限り、米国政府部内の文書でございますので、そういう文書について私どもとしてコメントすることは差し控えたいと思います。

○他方、今の御指摘は、事前協議の部分のうちの戦闘作戦行動のための基地としての日本の施設・区域の使用ということでございますが、これに関しましては、米国から仮にそういう事前協議を受けた場合につきまして、政府としての基本態度は、我が国の国益確保という見地から、具体的事案

決算62
↓
63

12月16日 決算63 石川克・川村

2574
高杉

★事案★に即して自主的に判断してイエス、ノーを決めるということが従来からの考え方でございます。

□これにつきまして米国政府との関係においては、直接にせよ間接にせよ、あらかじめその事前協議について許諾を、イエス、ノーをあらかじめ約束したということは一切ございません。したがって、具体的事案に従って我が国の自主的な諾否、イエス、ノーの決定が妨げられるようなことはないというふうに考えております。

○緒方靖夫君　それで、この愛知外相が言っている秘密了解というのは今回また私に手に入れたんですよね。手元にあるんだけれども、「アメリカの対日政策」と題する国家安全保障会議報告六〇〇八の一、六十年六月十一日付の文書、この中に朝鮮半島有事の際には事前協議を適用除外するという了解事項があるわけですよね。愛知外相が語っているのはこのことなんですね。私は今大変な事態が起こっていると思うんですよね。先ほどから認められなかったけれども、核についても密約がある。事前協議、この日本から、日本の基地を使っての出撃についても密約がある。しかも沖縄返還の機会にそれを日本全土に拡大した、対象も拡大した、こういうことも今回の文書の中に出ているわけですよ。それは□すべて結果が示していると思うんですけれども、ロジャース国務長官がちょうど首脳会談が行われる直前ですよ、その日の直前、数時間前に議会指導者に対して説明している。何と言っているか。日本側は日本と沖縄の基地を朝鮮や台湾への武力攻撃に対処するために使用することを認めるという強力な保証を我々に喜んで与えようとしているんですよね。

□ですから、こういう形で核についての秘密合意で沖縄と日本を一緒にすることによってこの包括的な保証は実際上我々の基地使用に関する日本の制約を拡張する、そう言っているわけですよ。まさにこういう事態が起こった。これはやはり非常に重大と思うんですね。

そしてまた基地の自由使用についての秘密了解、これがあった。このことが今回この文書から明らかになったわけですよ。やはり日本の外交にとってもまさに重大な問題をはらんでいるんですよ。それを知らぬ存ぜぬ、核抜き本土並みでやりました、それをオウムのように繰り返している。これは大問題だと思いますよ。

□私、最後に、せっかく久間長官がいらしたのでお聞きしたい。

□アメリカは、この返還を利用してアメリカが人権の擁護者であるということを示すとか、あるいは沖縄のごたごたを日本政府に全部かぶせちゃうとか、そういう利点を挙げている。それに加えて、経済的利点も言っているんですよね。沖縄の核を□撤去するために日本が幾ら払うと約束をしているか、そのこと御存じですか。

○委員長（宮崎秀樹君）　時間ですから、簡潔にお願いいたします。

○説明員（高野紀元君）　一九七二年の沖縄返還時の交渉過程におきまして、移転や核撤去にかかる移設費用について日米間でやりとりがございました。その結果、総額といたしまして、合衆国軍隊より承継する資産の価額、同軍隊が沖縄返還後に負担する労務費、核撤去にかかる費用等で三億二千万ドルの支払いを我が国としてするということが取り決められた経緯がございます。

○緒方靖夫君　時間ですので、終わります。

○椎名素夫君　金融システムの問題について伺います。

□これに関連して、韓国のことに関心を持っているんですが、ＩＭＦを中心として韓国に緊急融資をするということになった。それに当たっていろんな条件がついているわけですね。それを見ますと、金融改革の断行、特に不良債権に苦しむ金融機関の閉鎖、整理、金融機関の情報公開の促進、外国金融機関の業務の認可、外国人の株式保有枠の拡大、企業